

北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱

整備項目・整備基準



City of Kita

令和4年8月

東京都北区

目 次

制度の目的など	1
手続きの流れ	2
手続き案内	3
要 綱	5
整備基準適用表（別表第1）	8
整備基準	
①特定経路等	10
②出入口	14
③廊下等	20
④階段	24
⑤傾斜路	30
⑥エレベーター及び乗降ロビー	34
⑦昇降機等	40
⑧便 所	44
⑨浴室・シャワー室	54
⑩敷地内の通路	58
⑪駐車場	64
⑫標 識	68
⑬案内設備	70
⑭案内設備までの経路	72
⑮公共的通路	76

■この制度の目的

この要綱は、高齢者、障害者を含めたすべての区民が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができる社会、「だれにとってもくらしやすいまち」の実現を目的にしています。

区民にとって身近な共同住宅等の整備にもこの考え方を生かすため、東京都の福祉のまちづくり条例を補完する形でこの要綱は制定されました。

建築主の方々、そして区民の皆様には、趣旨にご理解をいただきご協力をお願いいたします。

■対象となる建築物は？

延床面積 1,000 m²以上 2,000 m²未満の共同住宅、寄宿舎およびこれらに類するものです。

■整備の内容は？

身体に障害のある人やお年寄りも含め、誰にも住みやすいまち、誰でも利用しやすい建物にしていくための整備です。

車イスでも通りやすい出入口、通路、エレベーターや手すりのある階段、視覚や聴覚にハンデのある人のための点字ブロック、文字、図による案内などです。

■問い合わせ・届け先

・東京都北区福祉部 地域福祉課 事業調整係

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

・電話 03(3908)9082

・FAX 03(3908)6666


ウェブページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/>



「北区福祉のまちづくり」の手続きの流れ

建 築 主		北 区
<事前協議> 事前協議書の提出 (建築確認申請の30日前まで)	➡	受理⇒決裁
受理	⬅	確認書の交付
(建築確認申請) 確認書の写し 添付	/	
着工		
工事完了		
<工事完了後> 完了届の提出	➡	受理 協議に沿って整備されているか審査 (必要に応じて現場確認)
受理	⬅	建築物整備状況判定通知書の交付
<標示板請求> 標示板請求書の提出 ※必要な場合	➡	受理
受理 標示板の建築物への掲示	⬅	標示板の交付 ※整備要綱に沿った整備がされていることを現場検査にて確認出来た場合に限る

標示板の例 (イメージ)



主な整備箇所

敷地内の通路・・・

この施設は、身体の不自由な人でも利用しやすいように配慮されています

北区 福祉のまちづくり

「北区福祉のまちづくり」の手続き案内

1 事前協議

建築確認申請の30日前までに次の書類を提出してください。

〈提出書類〉

○福祉のまちづくり整備事前協議書 1部

整備項目表、案内図、配置図、各階平面図、立面図を添付してください。

※協議書、整備項目表は北区のホームページからダウンロードできます。

2 整備項目表の記入方法

記入見本を参照してください。

※北区のホームページからダウンロードできます。

3 確認書交付

事前協議書を提出いただきましたら、内容を確認のうえ、概ね1週間後に確認書を交付します。連絡がありましたらご来所ください。

4 変更届

事前協議書提出後、設計変更等があった場合は、地域福祉課事業調整係へ連絡してください。（軽微な変更の場合は連絡の必要はありません。）

5 完了届

工事が完了したら、完了届を提出してください。

〈提出書類〉

○福祉のまちづくり整備工事完了届 1部

○整備項目表 1部

（事前協議の際に提出したものと変更がなければ、そのコピーで可）

○最終図面 1部

（事前協議の際に提出したのから変更があれば、記載すること）

6 完了検査

完了届を提出いただきましたら、必要に応じて現場を訪問し、整備状況を確認します。

7 標示板の交付

完了検査の結果、要綱に沿った整備がされていることが確認された場合、建築主の請求に基づき「標示板」を交付します。「標示板」は、建物の見やすいところに掲示していただきます。

「北区福祉のまちづくり」整備要綱等のダウンロード

- 北区ホームページを開く
- まちづくり・住宅・環境 → 都市計画
- 福祉のまちづくり整備要綱ー共同住宅などを建てる時
- 添付ファイル
 - △北区福祉のまちづくり整備要綱 手引き
 - △北区福祉のまちづくり整備の説明と手続きの流れ図
 - △北区福祉のまちづくり整備事前協議書
 - △北区福祉のまちづくり整備工事完了届
 - △北区福祉のまちづくり整備項目表
 - △北区福祉のまちづくり整備項目表（記入見本）

問い合わせ先

地域福祉課 事業調整係 TEL 3908-9082（直通）

北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱

平成 8 年 9 月 13 日区長決裁（8北高福479号）

平成 8 年 12 月 5 日一部改正（8北高福772号）

平成 12 年 12 月 28 日一部改正（12北福地774号）

平成 21 年 9 月 3 日一部改正（21北福健第1746号）

令和 4 年 2 月 18 日一部改正（3北福健第2519号）

令和 4 年 7 月 21 日一部改正（4北福地第1619号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、東京都福祉のまちづくり条例（平成 7 年東京都条例第 33 号。以下「条例」という。）が適用されない共同住宅、寄宿舎及びこれらに類するもの（以下「共同住宅等」という。）の整備及び事前協議に関し必要な事項を定め、高齢者や障害者を含めたすべての区民（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図るよう、建築主の理解と協力を得て整備を促進することにより、住みよいまちをつくることを目的とする。

（対象建築物）

第 2 条 対象とする建築物は、東京都区内の建築物（以下「対象建築物」という。）とし、延床面積が 1,000 m²以上 2,000 m²未満の共同住宅等とする。

（整備基準）

第 3 条 第 1 条に規定する目的を達成するための整備基準は、条例施行規則（平成 8 年東京都規則第 169 号）別表第 4 の規定を準用する。

2 整備基準に適合させる対象建築物の整備箇所は、別表第 1「福祉のまちづくり整備基準適用表」（以下「適用表」という。）のとおりとする。

（事業の推進）

第 4 条 共同住宅等の建築主は、第 1 条に規定する目的を達成するよう前条に規定する整備基準にしたがい、整備に努めるものとする。

2 建築主は、前項の規定にかかわらず共同住宅等の位置、土地の形状その他整備基準を適用することが特に困難と区長が認める場合は、補助手段の採用又は代替措置を講ずることができるものとする。

（指導及び助言）

第 5 条 区長は、建築主から福祉のまちづくりの整備に関する相談を受けたときは、整備基準及び適用表に基づき指導及び助言を行うものとする。

（事前協議）

第 6 条 建築主は、対象建築物を新築し、増築し、又は改築しようとする場合には、その計画について区長と事前協議を行わなければならない。

2 前項に規定する事前協議を行う場合においては、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認の申請を行う30日前までに「福祉のまちづくり整備事前協議書（別紙第1号様式）」に整備計画及び整備箇所を明らかにした図面を添付して区長に提出するものとする。

（確認書の交付）

第6条の2 区長は、前条の規定に基づく事前協議があった場合において、協議内容を適当と認めるときは、「福祉のまちづくり整備事前協議確認書（別紙第2号様式）」を建築主に交付するものとする。

（完了の届出および確認）

第7条 建築主は、工事が完了した時に、「福祉のまちづくり整備完了届（別紙第3号様式）」を区長に提出しなければならない。

2 区長は、届け出を受理したときは事前協議のとおり整備されているかどうか速やかに確認し、その結果を「建築物整備状況判定通知書（別紙第4号様式）」により建築主に通知するものとする。

（標示板の交付）

第8条 区長は、この要綱に基づき整備を行った対象建築物の建築主から「標示板請求書（別紙第5号様式）」により請求があったときは、当該建築主に対し、高齢者や障害者を含めたすべての区民が容易に建築物を利用することができる旨記載した「標示板（別紙第6号様式）」を交付しなければならない。

2 「標示板」の交付を受けた建築主は、当該建築物の見やすい位置に「標示板」を設置するものとする。

（周知及び啓発）

第9条 区長は、福祉のまちづくりの整備状況について、区民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、前項によるもののほか、福祉のまちづくりの整備について、区民その他関係者に対し、理解と普及に努めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成8年9月15日から施行する。

2 北区福祉のまちづくり整備要綱（平成元年12月1日区長決裁。次項において「旧要綱」という。）は廃止する。

3 北区福祉のまちづくり整備助成要綱（平成3年3月30日区長決裁）第1条で引用する旧要綱第7条第1項別表1掲げる建築物についての規定は、前項にかかわらず、平成9年3月31日までの間、なおその効力を有する。

4 改正 平成13年1月1日（12北福地第774号 平成12年12月28日区長決裁）

[共同住宅の延床面積の変更]

付 則（21北福健第1746号 平成21年9月3日区長決裁）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。[共同住宅等の対象建築物の変更]

付 則（3北福健第2519号 令和4年2月18日副区長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（4北福地第1619号 令和4年7月21日区長決裁）

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

福祉のまちづくり整備基準適用表

整備項目	適用基準
1 特定経路等	◎
2 出入口	◎
3 廊下等	○
4 階段	○
5 傾斜路	△
6 エレベーター及びその乗降ロビー	○
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	△
8 便所	△
9 浴室等	△
10 敷地内の通路	◎
11 駐車場	△
12 標識	△
13 案内設備	△
14 案内設備までの経路	△
15 公共的通路	△

凡 例

◎印は特に配慮するもの

○印は配慮するもの

△印は設置する場合、状況に応じて配慮するもの

※「11 駐車場」は、車いす使用者用駐車場を状況に応じて設置するということであり、一般の駐車場については「北区居住環境整備指導要綱」などにより、用途地域及び戸数に応じて設置義務が課せられています。

II 共同住宅等

①特定経路等

【基本的考え方】

共同住宅等の敷地の接する道等から各住戸に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路を、多数の者が円滑に利用できる経路とする。また、各住戸から車椅子利用者用駐車施設に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路についても、多数の者が円滑に利用できる経路とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

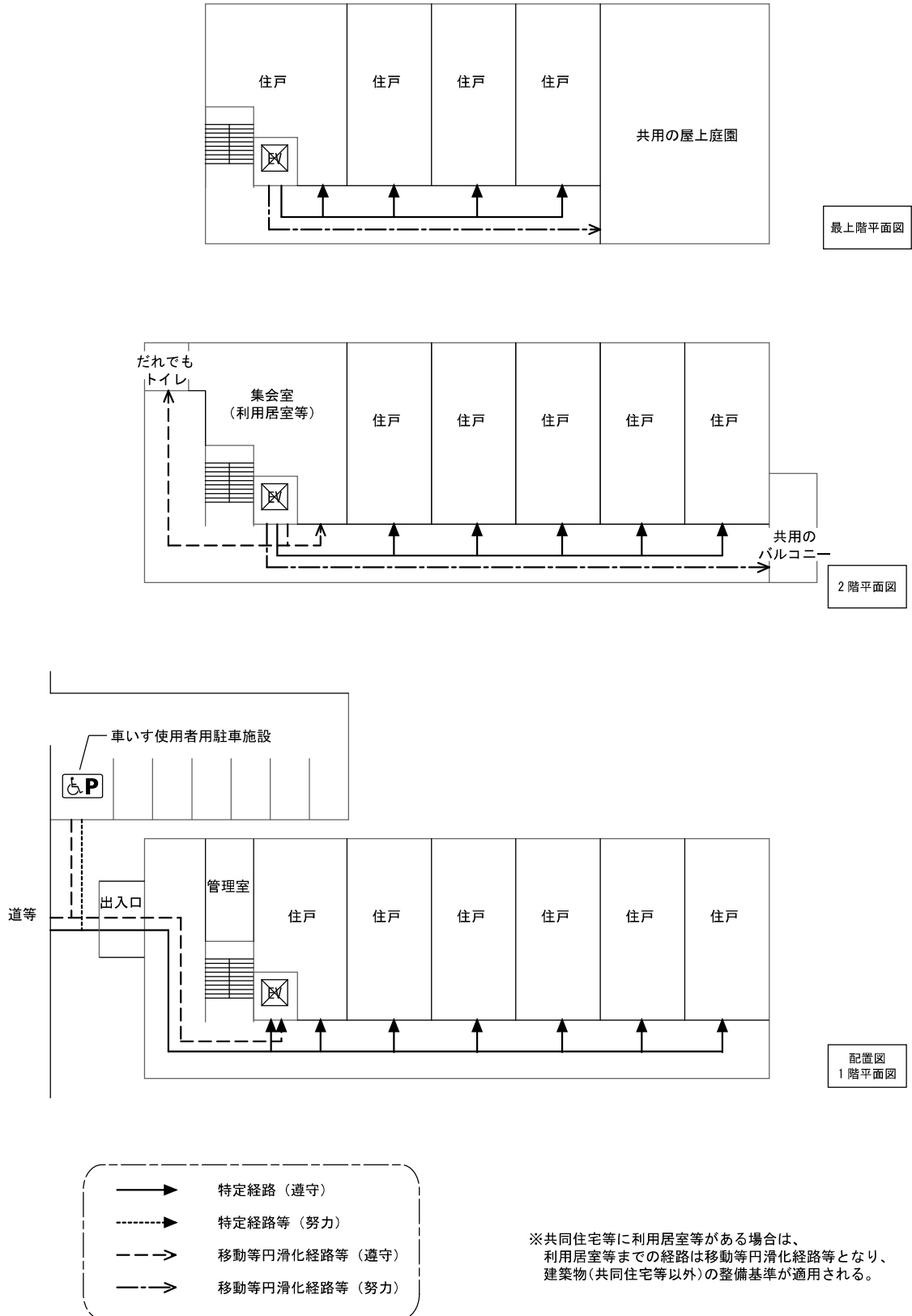
整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 共同住宅等においては、道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅等にあつては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路」という。）にしなければならない。	[1] 共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から車椅子利用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にしなければならない。
[2] 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第5のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。	[2] 共同住宅等に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等、だれでもトイレ又は車椅子利用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第3のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。
[3] 特定経路上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	[3] 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

■整備基準の解説

[1] 特定経路等	<ul style="list-style-type: none"> ● 道等から特定少数の者が利用する居室である共同住宅等の各住戸までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(特定経路)として整備する。 ● 地上階又はその直上階のみに住戸がある場合や、地上階又はその直下階のみに住戸がある場合は、地上階にある各住戸までを特定経路とする。 ○ 地上階又はその直上階のみに住戸がある場合や、地上階又はその直下階のみに住戸がある場合においても、すべての各住戸までの経路が特定経路等となる。 ○ 共同住宅等の各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(特定経路を含め、特定経路等)として整備する。 	→【図1.1】参照
[2] 移動等円滑化経路等の適用	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会室など居住者が共用で利用する居室等、共用便所(車椅子使用者用便房、だれでもトイレを備えたもの)、車椅子使用者用駐車施設がある場合は、道等から集会室などの利用居室等までの経路や共用便所から集会室などの利用居室等(利用居室等がない場合は、道等)までの経路は、建築物(共同住宅等以外)の整備基準の移動等円滑化経路等となる。 ● 特定経路等が移動等円滑化経路等と重複する場合は、特定経路等の基準は適用しない。 	
[3] 段差の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定経路等上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、特定経路等上に階段や段差がある場合には、特定経路等の基準に適合した傾斜路、エレベーターその他の昇降機を必ず併設する必要がある。 	→【図1.2】参照

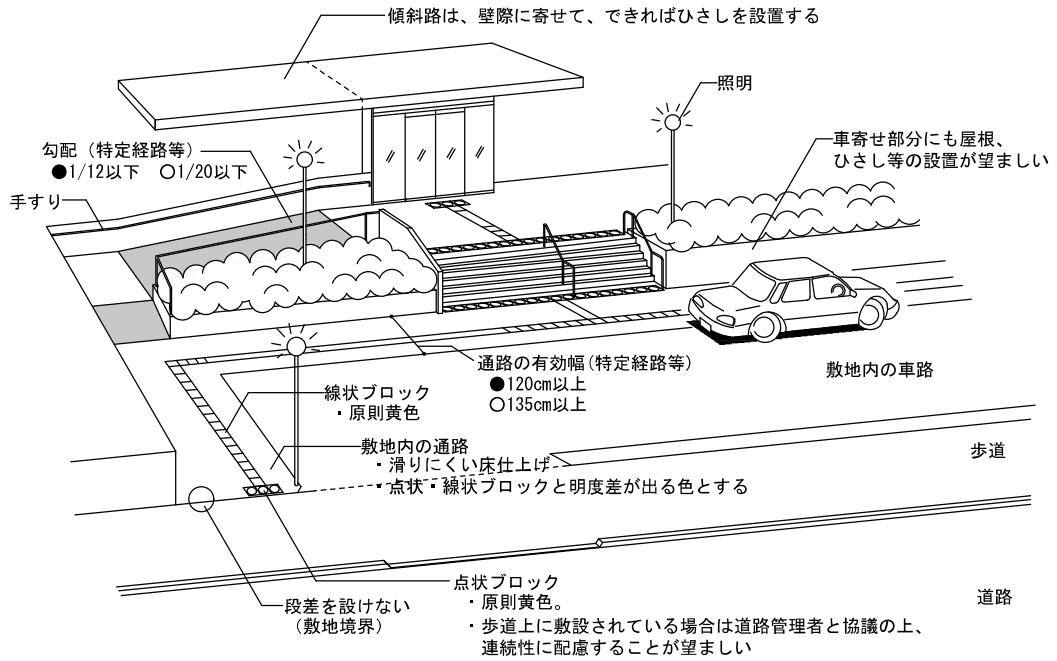
《 参 考 図 》

【図 1.1】 特定経路等の考え方



《 参 考 図 》

【図1.2】 特定経路等に傾斜路を設けた例



② 出入口

【基本的考え方】

住棟の出入口や各住戸の出入口は、道等から各住戸への動線上にあたるので、多数の者が円滑に利用できるよう整備する必要がある。また、特定経路等以外の屋外へ通ずる出入口についても、1以上を、多数の者が安全かつ円滑に利用できるよう整備する。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
—	[1] 多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口（特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。）の1以上は、次に掲げるものでなければならない。
—	(1) 幅は、85cm以上とすること。
—	(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。	[2] 特定経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
[1] 幅は、80cm以上とすること。	(1) 幅は、85cm以上とすること（(2)に掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。ただし、構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
—	(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができる。
[2] 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(3) 同左

■ 整備基準の解説

有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の「②出入口」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 ● 特定経路上にある出入口の有効幅は80cm以上とする。 ○ 特定経路上にある出入口の有効幅は85cm以上とする。ただし、エレベーターの籠及び昇降路の出入口は除く。 ○ 直接地上へ通ずる出入口の有効幅は100cm以上とする。 ○ 構造上やむを得ない場合とは、敷地や建物の規模が小さく、当該出入口を一度に多くの人々が利用する可能性が少ない場合で周囲に車の通行等の危険がなく、扉の開閉にも安全な配慮がなされている場合のことである。 ○ 屋外へ通ずる出入口が2つ以上ある建築物において、特定経路上にある直接地上へ通ずる出入口が1つのみの場合は、当該出入口以外の屋外へ通ずる出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、85cm以上とする。 ● 幅は、開放時の有効幅とする。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅（戸厚を含めない幅）とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。また、両開きの場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とする。 ● 設計にあたっては、ドアの開閉機構を考慮したうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定する。 	<p>→【図2.1】参照</p> <p>→【図2.2】参照</p>
-----	---	-----------------------------------

戸	<ul style="list-style-type: none"> ● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 自動式開き戸は、突然に開いたドアに衝突する危険があるので配慮を要する。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう、戸幅以上のアルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● ドアチェックを設ける場合は、開閉速度が調節できるものがよい。 ● ドアハンドルは、車椅子使用者や子どもにも使いやすい高さに設け、使いやすい形状とする。また、握り玉は上肢や手に障害のある人が使いにくいので避ける。 ● 出入口マットは埋込式とする。ハケ状のものは足を取られたり、車椅子のキャスターが沈み込んだりして通行の支障となりやすいので用いない。 ● 回転ドアは基本的に車椅子での利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため設けない。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を特定経路等の出入口として併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する。 ● 自動ドアの起動装置は、視覚障害者、車椅子使用者等の通行に支障なく作動するよう配慮する。 ● 戸の前後には、150cm以上の水平部分を設ける。ただし、床面積の合計が500㎡以下の共同住宅等で、敷地の形状により150cm以上の水平部分を設けることが困難なときは、最低限車椅子使用者が止まって戸を開閉できる水平スペースを設ける。 	<p>→【図2.3】参照</p> <p>→【図2.4】参照</p> <p>→【図2.5】 【図2.6】参照</p> <p>→【図2.7】参照</p> <p>→【図2.8】参照</p>
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部出入口の周辺は雨掛りや、傘の持込み等により濡れる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ● 外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際にはすりつけを設ける等、車椅子使用者の通行に支障とならない配慮を行う。 	<p>→2cm以下の段差は許容</p>

■望ましい整備

建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P51 参照
--------------------------	--------

ー 出入口幅の比較 ー

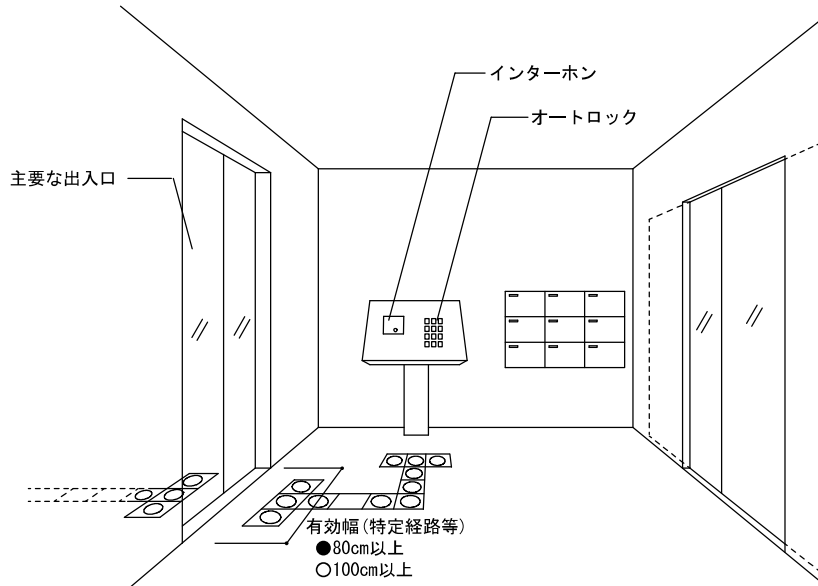
	出入口の種類	遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
特定経路等	直接地上へ通ずる出入口	80cm 以上	100cm 以上 (※)	120cm 以上	②出入口
	エレベーターの籠及び昇降路の出入口	80cm 以上	80cm 以上	90cm 以上	⑥エレベーター及びその乗降ロビー
	上記以外の特定経路等上にある出入口	80cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	②出入口
一般基準	屋外へ通ずる出入口	—	85cm 以上	120cm 以上	②出入口
	浴室又はシャワー室の出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	⑨浴室又はシャワー室

(注) 移動等円滑化経路等上の出入口幅については P52 を参照のこと。

(※) 構造上やむを得ない場合は 85cm 以上とすることができる。

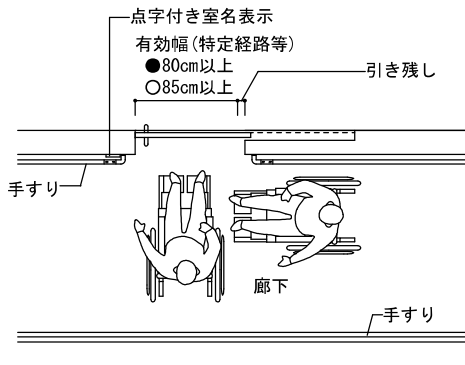
《 参 考 図 》

【図2.1】 出入口の整備例

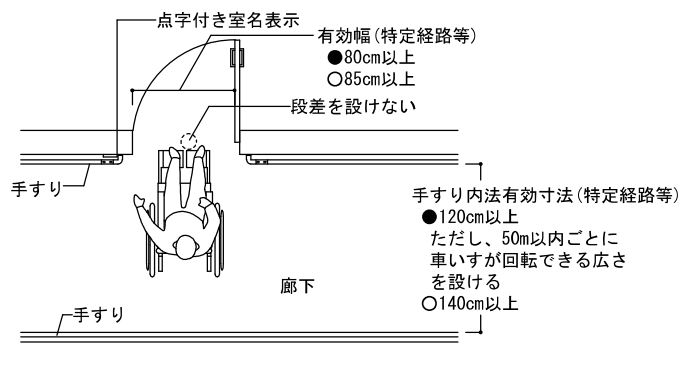


【図2.2】 戸幅の寸法

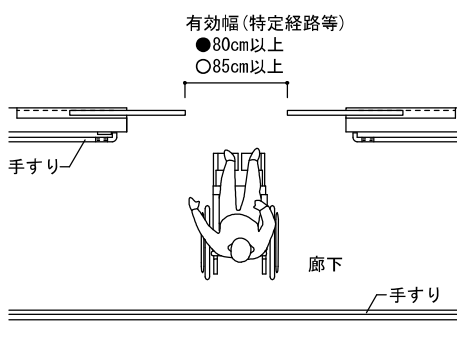
■引き戸の場合



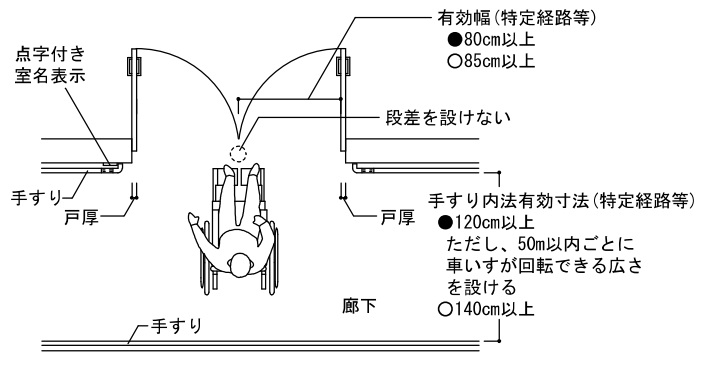
■開き戸の場合



■自動扉の場合



■両開き戸の場合

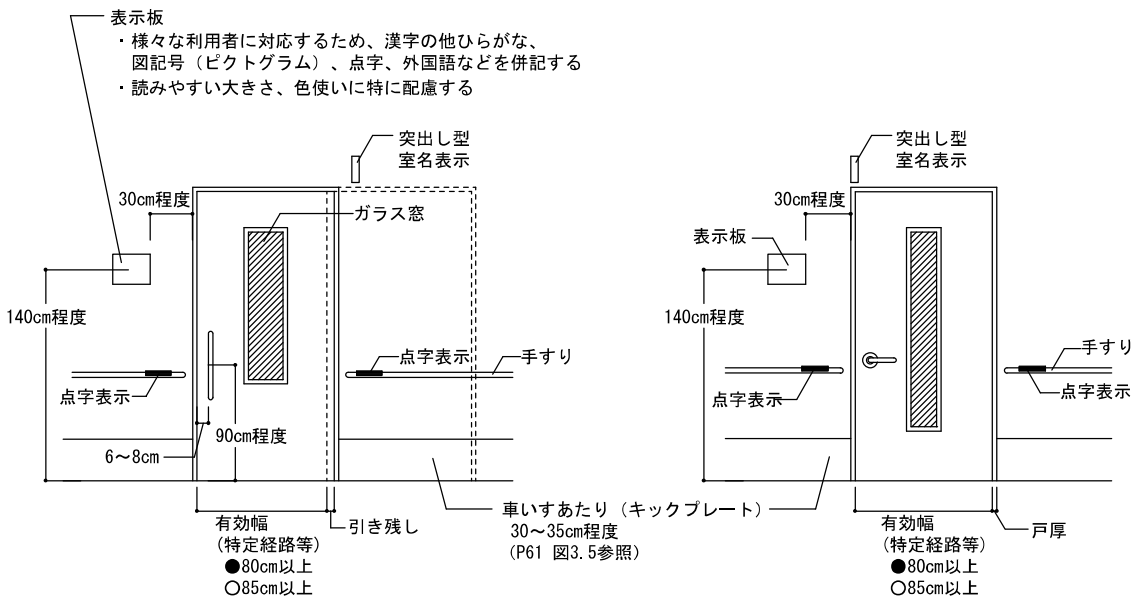


《 参 考 図 》

【図2.3】 出入口の例

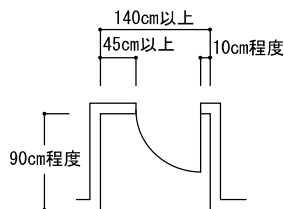
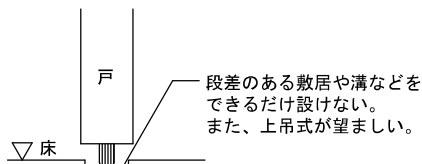
■引き戸の場合

■開き戸の場合



【図2.4】 引き戸への配慮

【図2.5】 アルコーブの各部寸法

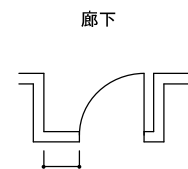
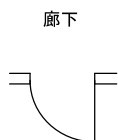


【図2.6】 開き戸への配慮

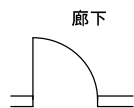
■内開き ○

■外開き(アルコーブ付) ○

■外開き ×



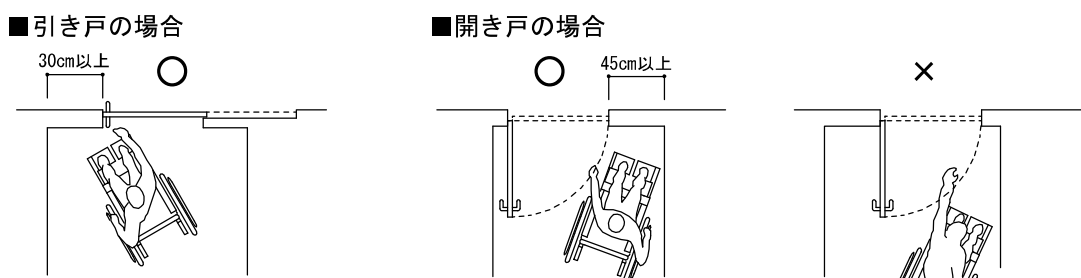
アルコーブの設置
 (アルコーブスペースの
 開口は広い方が開けやすい)



※外開き戸は、高齢者、障害者等の利用を考慮
 すると好ましくない。そのため建築基準法施
 行令第118条で内開き戸が禁止されている建築
 用途にあって外開き戸を設置するにはアル
 コーブを設ける等の配慮が必要である。

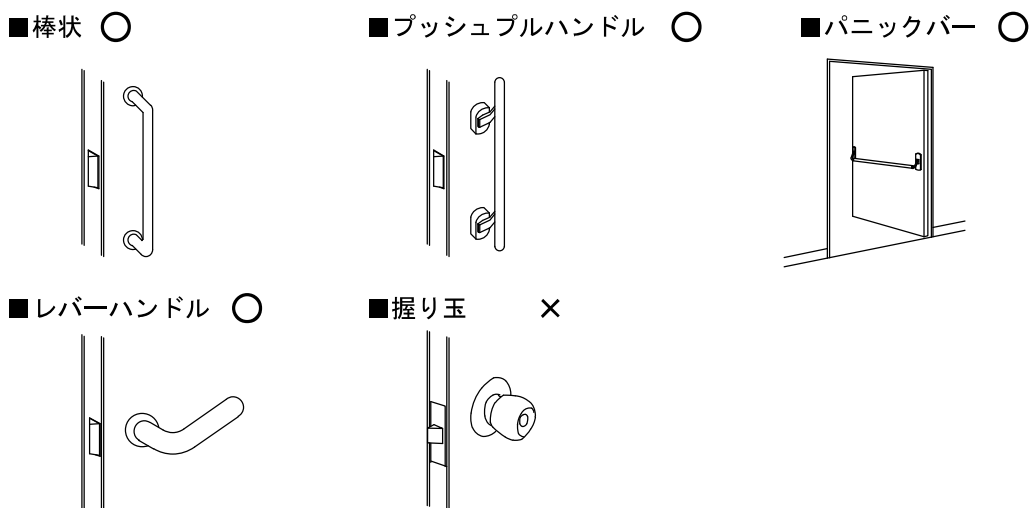
《 参 考 図 》

【図2.7】 車いす使用者のための開閉スペースの設置



※袖壁は、引き戸の場合は30cm以上、開き戸の場合は45cm以上を確保すると、車いす使用者が戸を開閉しやすい。また、必要となる袖壁と開閉スペースは、戸の開閉機構、取っ手の形状、周囲の状況等によって異なるため、設計にあたってはそれらを考慮したうえで、袖壁と開閉スペースを確保する。

【図2.8】 取っ手の使いやすさ



③廊下等

【基本的考え方】

廊下等は、高齢者、障害者等の利用を配慮して整備した住棟の出入口から、共同住宅等内を円滑に利用するための最も重要な部分であり、最低限車椅子使用者と歩行者がすれ違うことができ、車椅子使用者が転回できるだけの幅が必要となる。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 同左
(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 同左
—	(2) 階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
[2] 特定経路を構成する廊下等は、[1] に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	[2] 特定経路等を構成する廊下等は、[1] に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
(1) 幅は、120cm 以上とすること。	(1) 幅は、140cm 以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、120cm 以上とすることができる。この場合、50 m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
(2) 50 m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(2) 同左

■ 整備基準の解説

◆ 一般基準

(1)床面	<ul style="list-style-type: none"> ● 滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一レベルとなるように敷き込む。 ● 特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。 	
(2)点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に階段の位置を知らせるためのものである。 ○ 階段の上下端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。 	→P36・37 参照

◆ 特定経路等

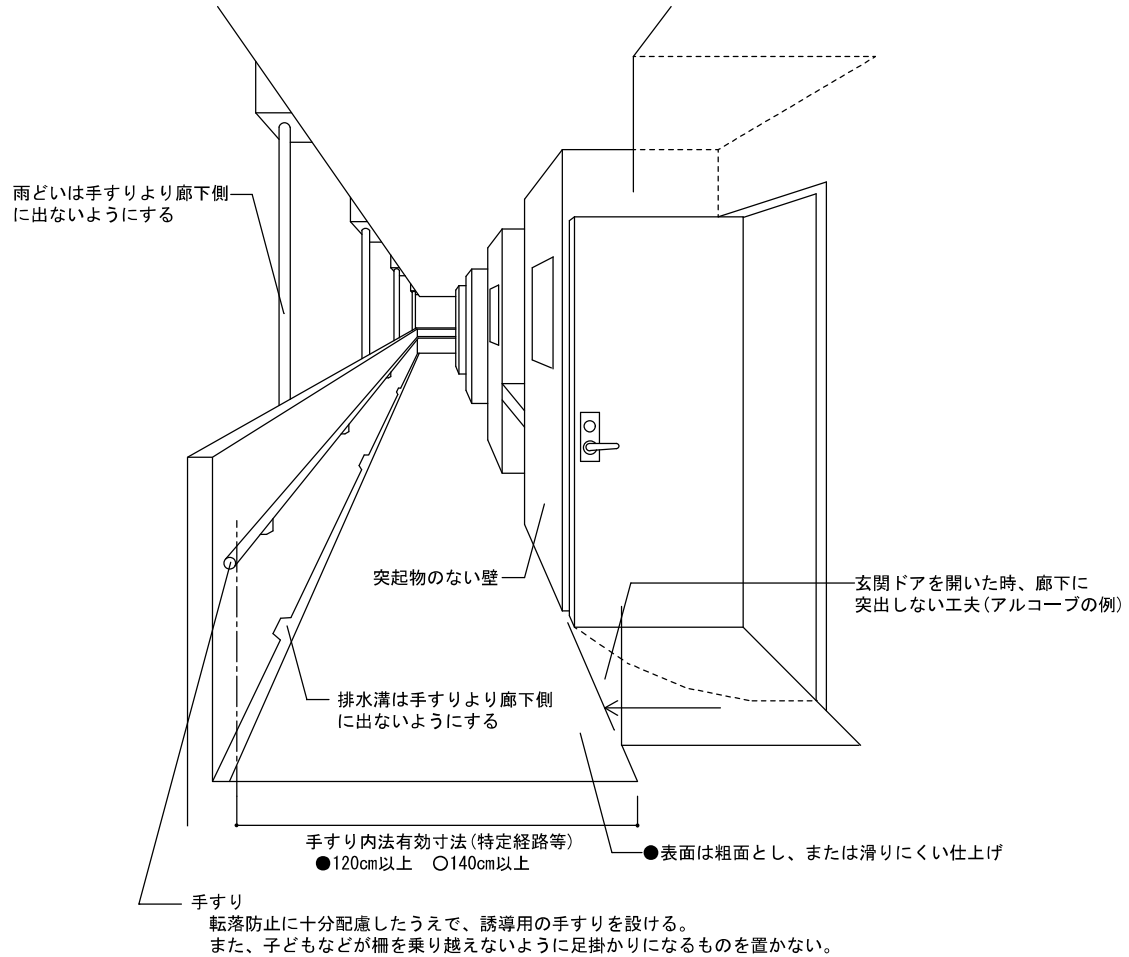
	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の「③廊下等」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 ● 床面には段差を設けないこと。 	
(1)有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅が 120cm である。 ○ 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅が 140cm である。 ● 幅のとり方については、手すり等を設置する場合はその内法有効寸法である。 	→【図3.1】 【図3.2】参照
(2)転回スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● 廊下等の幅を 120cm 以上とした場合は、50m 以内ごとに車椅子が転回できるスペース（おおよそ 170cm × 140cm 角以上）を設ける。 	
(3)戸	<ul style="list-style-type: none"> ● 「②出入口」の整備基準の解説「戸」を準用する。 	

■ 望ましい整備

	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→ P58 参照
--	--------------------------	----------

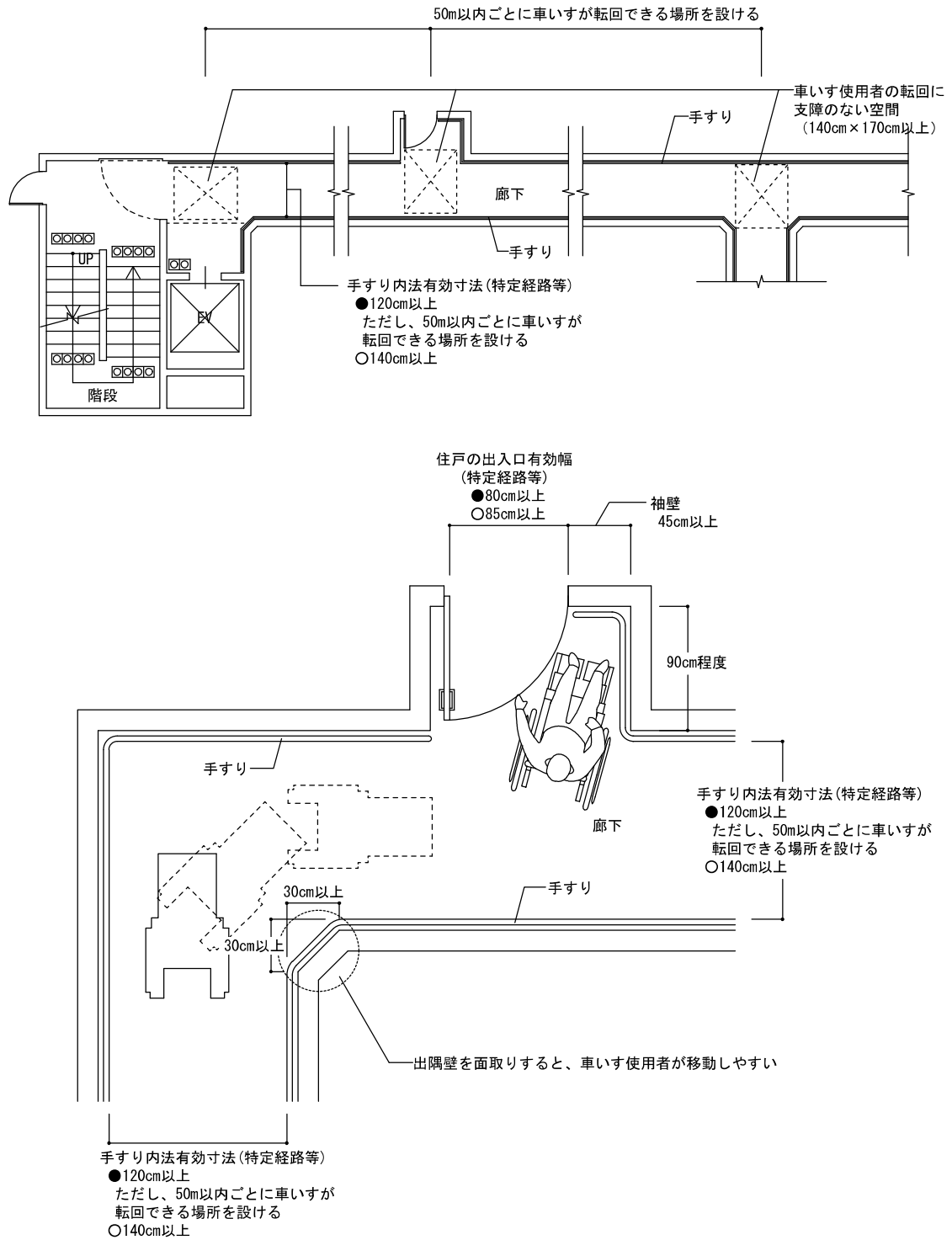
《 参 考 図 》

【図3.1】 共用廊下の整備例



《 参 考 図 》

【図3.2】廊下の基本的な考え方



④階段

【基本的考え方】

階段は、高齢者、杖使用者、視覚障害者等の安全かつ円滑な通行に配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 同左
(1) 段がある部分に、手すりを設けること。	(1) 踊り場を含めて、手すりを設けること。
(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(2) 同左
(3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	(3) 同左
(4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(4) 同左
—	(5) 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250cm以下の直進のものである場合においては、この限りでない。
(5) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	(6) 同左
[2] 多数の者が利用する階段のうち1以上は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。	[2] 同左
(1) 踊り場に手すりを設けること。	(1) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
(2) けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。	(2) 同左
(3) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。）は、120cm以上とすること。	(3) 同左
[3] [2]の規定は、別表第5の6の項に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。	[3] [2]の規定は、別表第3の6の項に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

■整備基準の解説

◆階段

(1)手すり	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりは片麻痺者等の利用を考慮すると、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、少なくとも片側に設ける。 ● 段がある部分には、手すりを設ける。階段のうち1以上は、踊り場にも連続して手すりを設ける。 ○ 踊り場を含め、手すりを設ける。階段のうち1以上は、踊り場も含め両側に連続して手すりを設ける。 ● 手すりは断面が円形又は楕円形とし、壁面から4～5cm程度の空きを確保する。この空き寸法は、手すりとの間に手が滑り込まないで、しかも手すりをつかみやすいものとするのに必要な寸法である。 	<p>→【図4.1】 【図4.2】参照</p> <p>→【図27.1】参照</p>
(2)床面	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段の床面仕上げは、滑りにくいものとする。特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。 	→P36・37参照
(3)踏面	<ul style="list-style-type: none"> ● 段鼻に滑り止めを設けることが有効であるが、滑り止めは金属製のものには杖が滑るので避け、踏面及びけこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。 ● 踏面は、段鼻（滑り止め）の色と明度の差が大きい色とする等により、段を識別しやすいものとする。 	
(4)形状	<ul style="list-style-type: none"> ● けこみは2cm以下とする。 ● けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。 ● 段鼻を突き出すとつま先がひっかけやすいので、突き出しは設けない。 ● 杖の転落を防止するために、立ち上がり（2cm以上）を設ける。 	<p>→【図4.3】参照</p> <p>→【図4.4】参照</p> <p>→【図4.5】参照</p>
(5)点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に階段の位置を知らせるためのものである。 ○ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等を敷設する。 ○ ただし、踊り場の長さが250cm以下の直進のものである場合は、この限りでない。 ○ 階段の上下端に近接する廊下等の部分に敷設する点状ブロック等については「③廊下等」において規定している。 ○ 点状ブロック等は、視覚障害者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、階段の幅いっぱい敷設する。 	→P36・37参照
(6)回り階段	<ul style="list-style-type: none"> ● 主たる階段は、回り階段とはしない。ただし、増築等で既存の回り階段以外の階段を新たに設けることが構造上困難である場合等はこの限りでない。 	→【図4.6】参照
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等がぶつかる危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講じる。 	→【図4.7】参照

◆階段のうち1以上

(2)形状	<ul style="list-style-type: none"> ● けあげの寸法は18cm以下とし、踏面の寸法は26cm以上とし、同一の階段においては同一寸法を原則とする。 	→【図4.3】参照
(3)戸	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行困難者が円滑に通行できる幅は120cm以上となっている。 	

◆除外規定

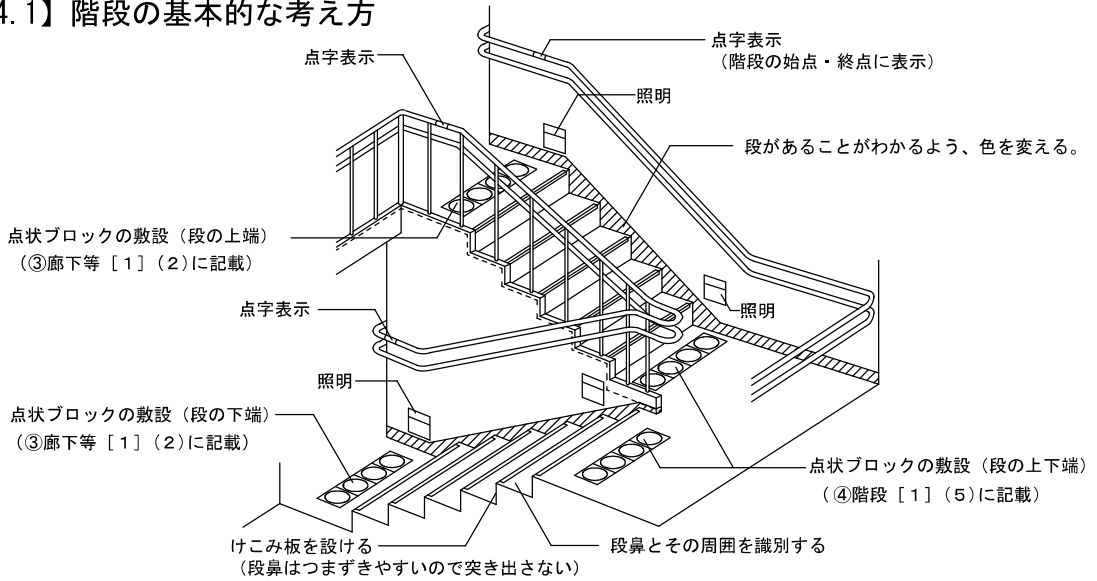
除外規定	● [2]の規定は、建築物（共同住宅等以外）の整備基準における「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」を併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段には適用する。	→籠の奥行き 135cm 以上の エレベーター
------	---	-------------------------------

■望ましい整備

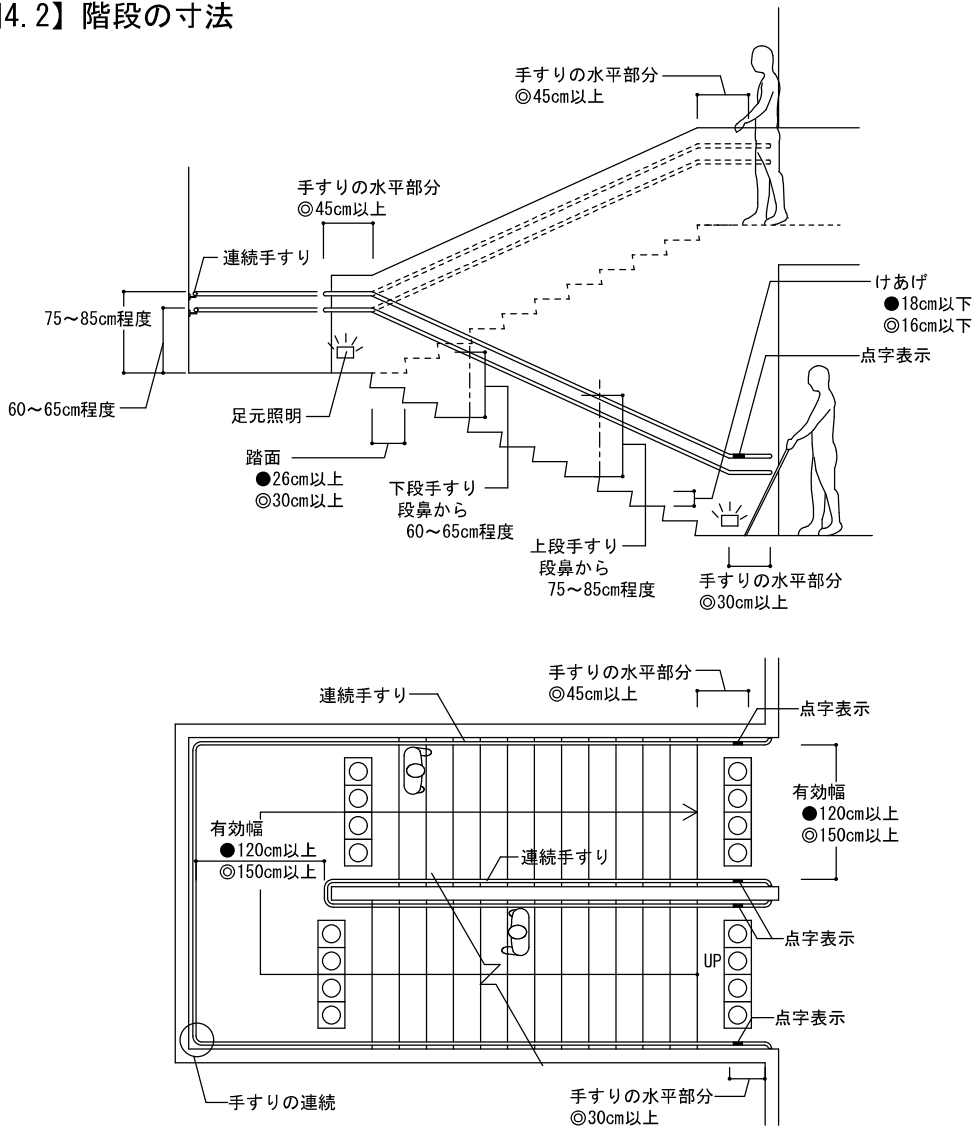
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P64参照
--	--------------------------	--------

《 参 考 図 》

【図4.1】階段の基本的な考え方

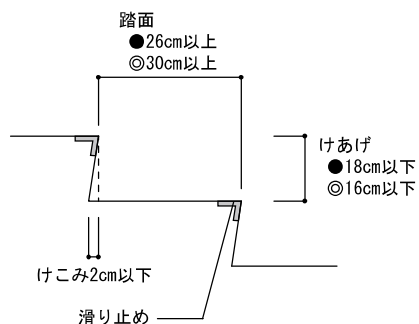


【図4.2】階段の寸法

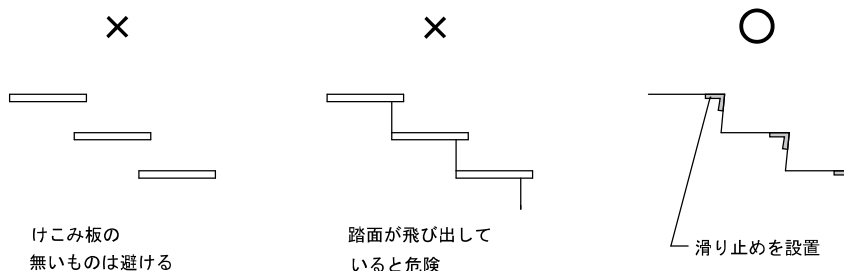


《 参 考 図 》

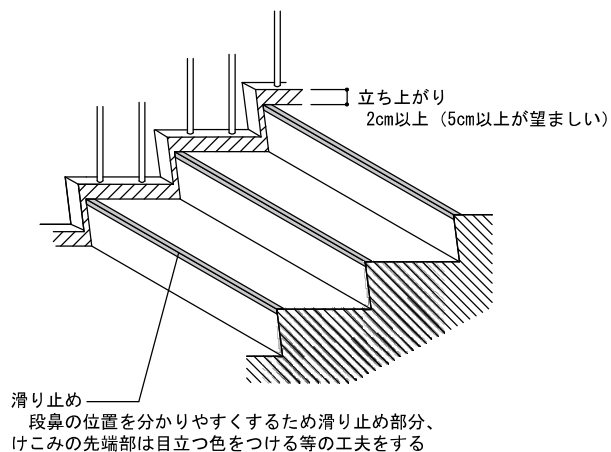
【図4.3】 踏面端部の例



【図4.4】 けあげ、踏面の形状（つまずきにくい構造の例）



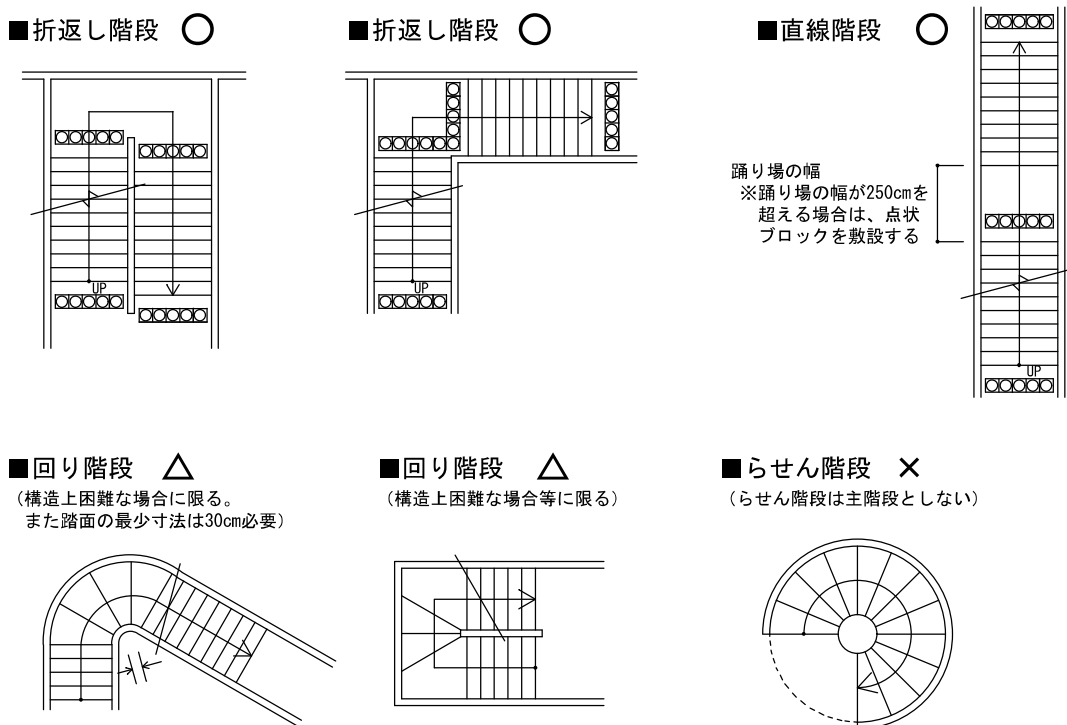
【図4.5】 踏面端部の例



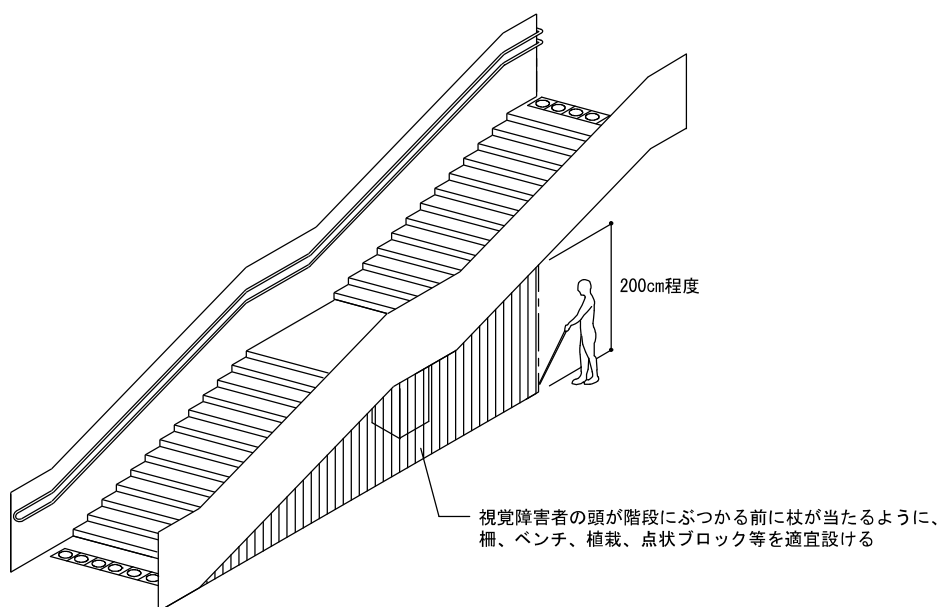
出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

《 参 考 図 》

【図4.6】階段の形状



【図4.7】視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例



⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

【基本的考え方】

設計上段差が生じるのをどうしても避けられない場合がある。しかし、車椅子使用者は1段でも段差があると前進することができなくなるので、傾斜路を設ける。傾斜路は、車椅子使用者はもとより高齢者やベビーカーの通行などにも有効なものである。なお、この項目では屋内の傾斜路について規定している。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 同左
(1) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	(1) 手すりを設けること。
(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(2) 同左
(3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	(3) 同左
[2] 特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	[2] 特定経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
(1) 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	(1) 同左
(2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	(2) 同左
(3) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること。	(3) 同左
(4) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	(4) 同左
(5) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	(5) 同左

■整備基準の解説

◆一般基準

(1)手すり	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりは、歩行困難者にとって歩行の補助になる。勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ● 手すりは、片麻痺者等の利用を考慮すると両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設ける。 ○ 手すりは、勾配や高さに関係なく、すべての傾斜路に設ける。 	→【図5.1】参照
(2)床面	<ul style="list-style-type: none"> ● 勾配が急になると、車椅子はスリップして昇降できなくなる。したがって、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。 	
(3)傾斜部分	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜のある部分は、平坦部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 	

◆特定経路等

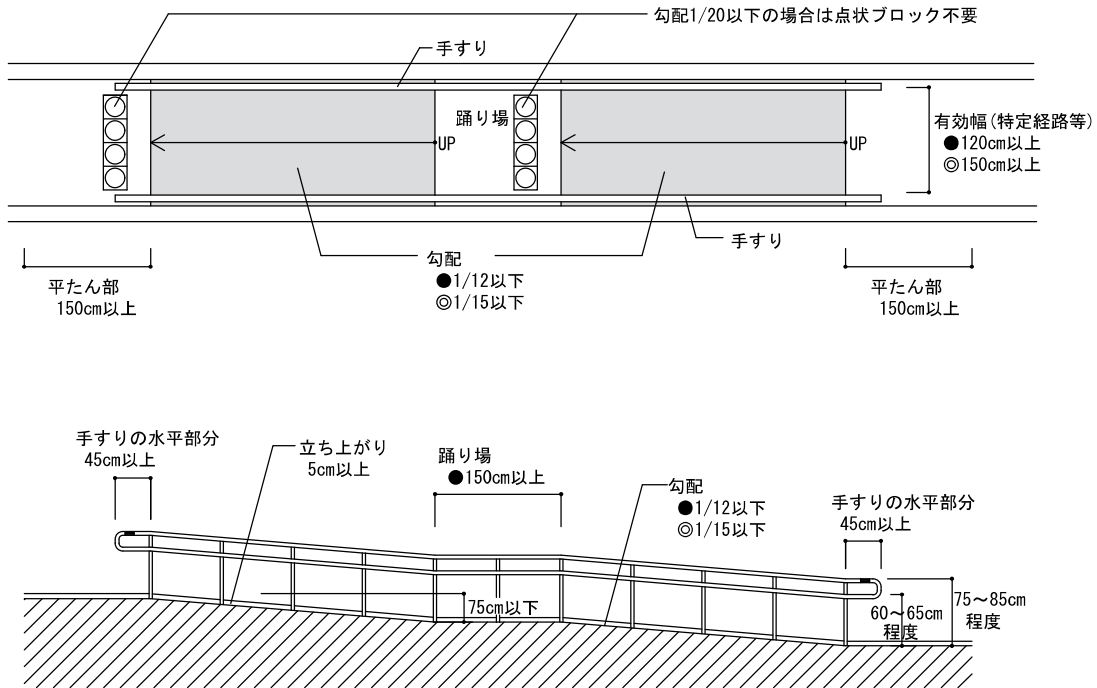
	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 	
(1)有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅は、120cm 以上である。 ● 階段を併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため 90cm 以上とすることができる。 	→【図5.2】参照
(2)勾配	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。車椅子使用者が自力で上ることができる傾斜路の勾配は、1/12 以下である。 	
(3)踊り場	<ul style="list-style-type: none"> ● 長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では 9m ごとに長さ 150cm 以上の踊り場の設置を求めることとしている（この間隔を勾配 1/12 で高さに換算すると 75cm となる。）。 ● 車椅子使用者が安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。 	→【図5.3】参照
(4)立ち上がり	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35cm 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm 以上とすることができる。 	
(5)平坦部	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平坦部を設ける。 	

■望ましい整備

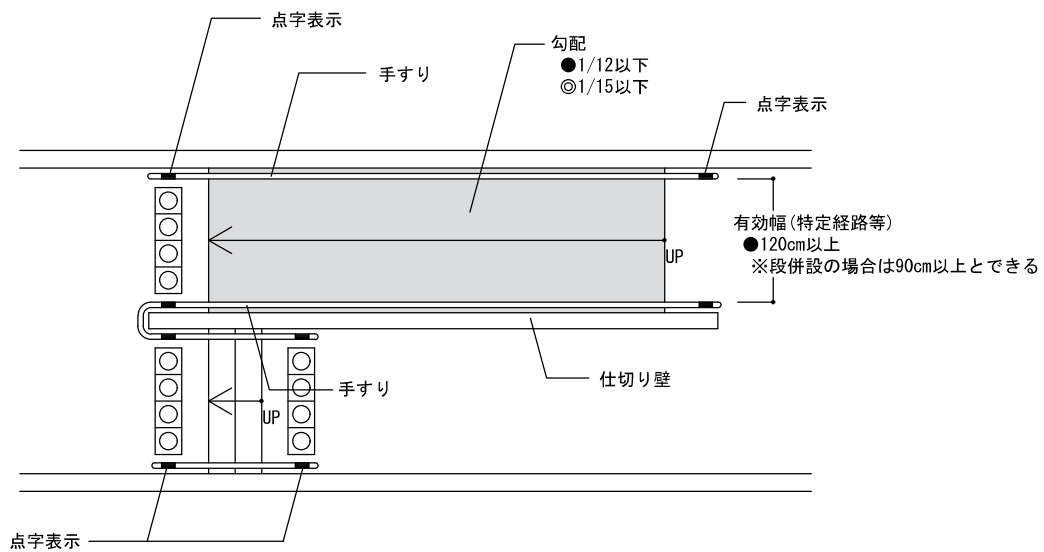
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P71参照
--	--------------------------	--------

《 参 考 図 》

【図5.1】 傾斜路の仕様

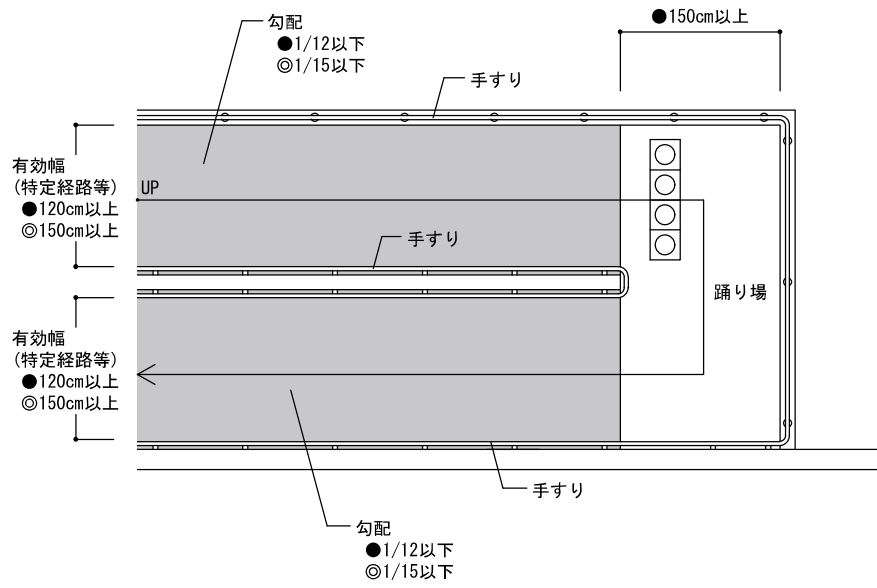


【図5.2】 段併設の例



《 参 考 図 》

【図5.3】 踊り場の設置例



【図5.4】 案内表示例



⑥エレベーター及びその乗降ロビー

【基本的考え方】

エレベーターは高齢者、障害者等の垂直移動手段として最も有効なものである。エレベーターは、だれもが容易に認識でき、利用しやすい場所に設ける。また、籠及び乗降ロビーの構造は、車椅子使用者、視覚障害者等に配慮したものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
特定経路を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	特定経路等を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
[1] 籠は、各住戸、車椅子使用者用使房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	[1] 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。
[2] 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	[2] 同左
—	[3] 籠の内部については、次に掲げるものとする。ただし、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。
[3] 籠の奥行きは、115cm以上とすること。	(1) 奥行きは、135cm以上とすること。
—	(2) 幅は、140cm以上とすること。
—	(3) 車椅子の転回に支障がない構造とすること。
[4] 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。	[4] 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策を講ずるものとする。
[5] 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	[5] 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。 (1) 文字等の浮き彫り (2) 音による案内 (3) 点字及び(1)又は(2)に類するもの
[6] 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	[6] 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
[7] 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	[7] 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
—	[8] その他高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。

■ 整備基準の解説

	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 	
(1)停止階	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠は、各住戸、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること。 ○ 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。したがって、通常は一般の利用に供しない部分や機械室等の特定少数の者が利用する部分のみの階を除いたすべての階に停止する必要がある。 	
(2)出入口の有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠及び昇降路の出入口の有効幅 80cm は、車椅子使用者が通過できる最低幅である。直進できないと乗降には困難を伴うため、籠内及び乗降ロビーは直進での乗降の支障となるような障害物、突起物を設けない。特に手すりについては籠内に設けることが望ましいが、設置位置については車椅子使用者の乗降の際に支障とならないよう、出入口の幅員の確保に十分配慮し設置する。 	→ 【図6.1】 【図6.2】参照
(3)籠の大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠の奥行き 115cm 以上とは、住宅用エレベーターでは 6 人乗り以上のものが該当する。 ○ 籠の奥行き寸法は、135cm 以上とする。この寸法は、電動車椅子使用者でも利用できる大きさである。 ○ 籠の幅は、140cm 以上とする。 ○ 車椅子で利用できる機種とは、9 人乗り以上の住宅用エレベーターである。 	→ 【図6.1】参照
(4)乗降ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ● 乗降ロビーは、エレベーターへの乗降の前後に車椅子使用者が回転できる空間（150cm 角以上）を確保する。 ● 床の表面は水平とするとともに滑りにくい仕上げとする。 ○ エレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止等に十分に配慮する。 	→ 【図6.2】参照
籠内及び乗降ロビーに設ける設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠内及び乗降ロビーには以下の設備を設けること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。 ② 籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を分かりやすく表示する装置を設ける。 ③ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を分かりやすく表示する装置を設ける。 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するための籠内及び乗降ロビーに設ける設備は、以下の仕様に配慮すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 車椅子使用者対応乗場ボタンは、車椅子使用者が操作しやすい高さとして 100cm 程度とする。 ② 籠内左右の側板には車椅子使用者対応操作盤のボタンを設け、中心位置が床から 100cm 程度の高さとする。 ③ 籠入口正面壁面に、出入口状況確認用の床上 40cm から 150cm 程度まである鏡（ステンレス製又は安全ガラス等）を設ける。なお、出入口が貫通型（スルー型）、直角 2 方向型及びトランク付型の籠の場合には凸面鏡等でもよい。 ④ 乗降者検出装置 ⑤ 籠内に車椅子使用者対応位置表示器を設置する。 ⑥ 操作盤のボタン類は、感知式ではなく、ボタン式とする。 ⑦ 車椅子使用者対応操作盤のボタンを操作することにより、戸の開閉時間が通常より長くなる配慮を行う。また、その際はその旨の表示をする。 	→ 【図6.3】 【図6.4】 【図6.5】 【図6.6】 【図6.7】参照 → 【一般社団法人日本エレベーター協会「車椅子兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）」および、「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515E）」参照

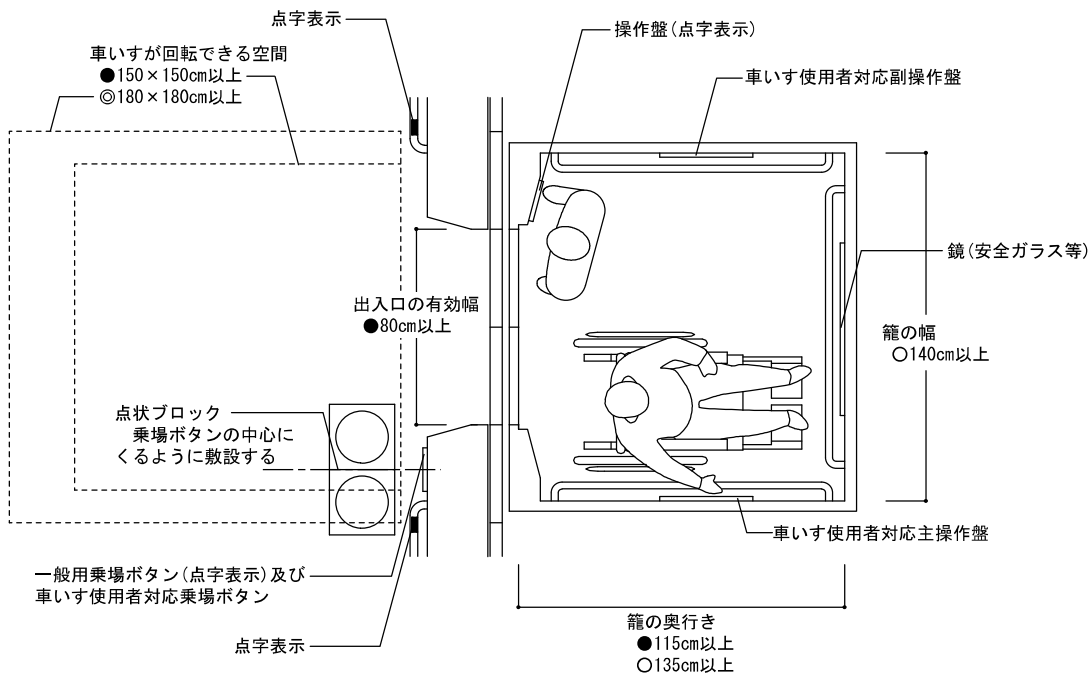
視覚障害者のための設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設ける。 ○ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置を設ける。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。 ○ 籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤（車椅子利用者対応操作盤を除く。）は、各ボタン面かその付近に点字や浮き彫りの階数表示を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者等が円滑に操作することができる構造とする。 ○ 乗降ロビーの扉及び乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等識別しやすいものとする。 	
-------------	--	--

■望ましい整備

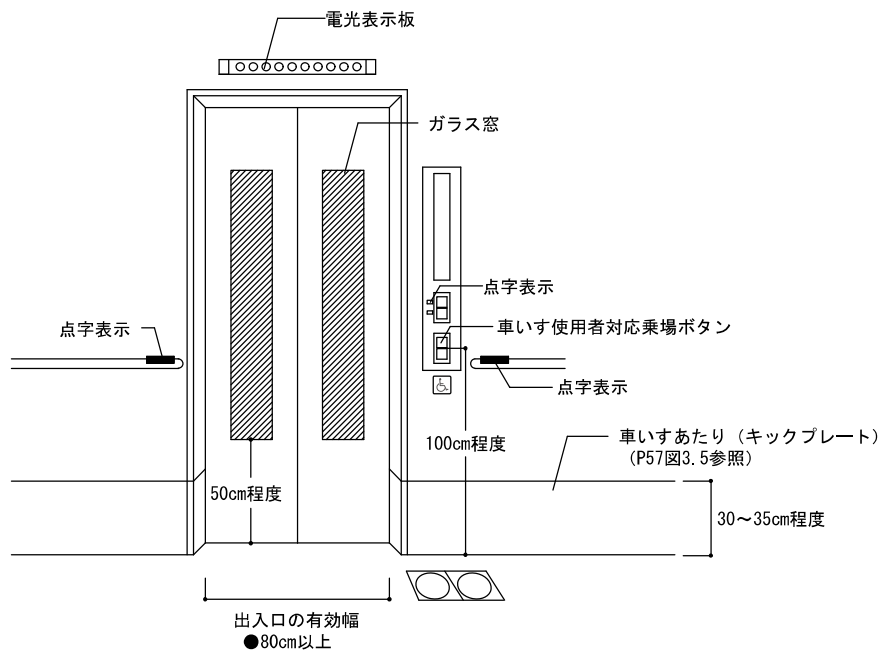
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P78参照
--	--------------------------	--------

《 参 考 図 》

【図6.1】エレベーターの平面図



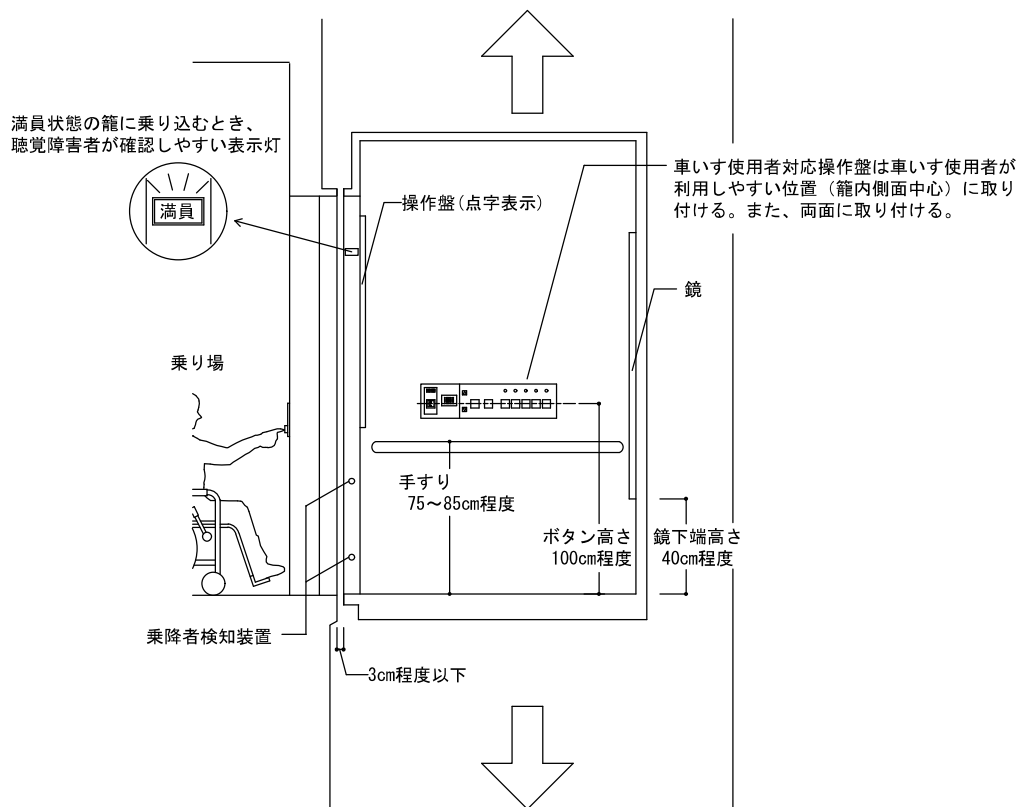
【図6.2】エレベーターの出入口(乗り場)



※エレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設けない。
やむを得ず設ける場合には、車いす使用者等の転落防止等に十分配慮する。

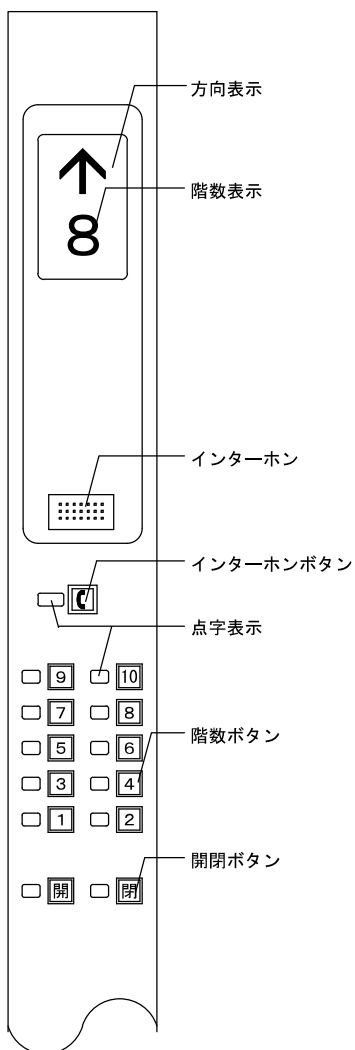
《 参 考 図 》

【図6.3】 籠内の断面図

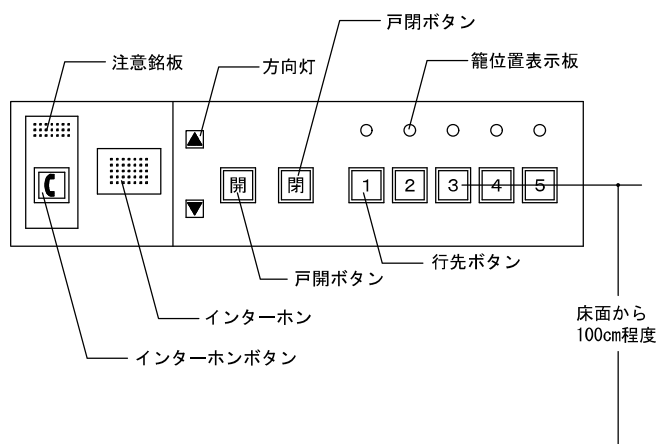


《 参 考 図 》

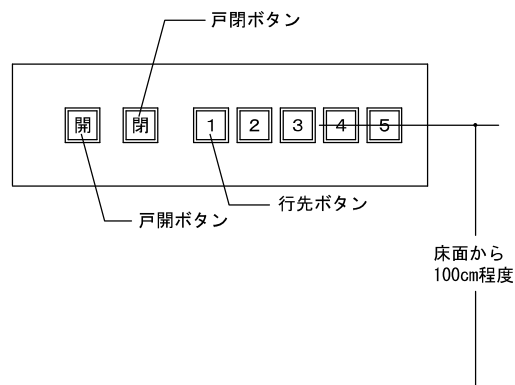
【図6.4】縦型操作盤



【図6.5】車いす使用者対応主操作盤

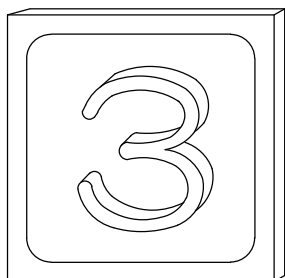


【図6.6】車いす使用者対応副操作盤



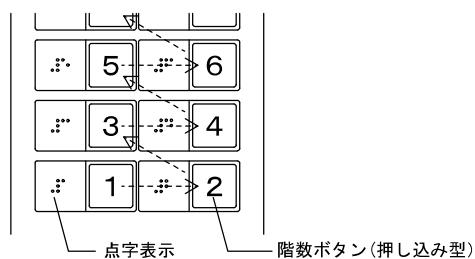
【図6.7】階数ボタン

■浮き文字ボタン



※階数ボタンは浮き彫り階数表示が望ましい

■千鳥配列



※階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい

⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

【基本的考え方】

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合にあっては、エレベーターや傾斜路を設けることが原則であるが、エレベーターや傾斜路による段差解消が困難な場合には、段差解消機を設置する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの）は、次に掲げる構造とすること。	特定経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するもの）は、次に掲げる構造とすること。
[1] エレベーターにあっては、次に掲げるものであること。	—
(1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。	[1] 同左
(2) 籠の幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。	[2] 同左
(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。	[3] 同左
[2] エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。	—

■整備基準の解説

◆一般基準

(1)段差 解消機	<ul style="list-style-type: none"> ● この項目のエレベーターは、以下に掲げるものである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 昇降行程が 4m 以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分等に沿って昇降するエレベーター ② 籠の定格速度が 15m 毎分以下 ③ 床面積が 2.25㎡以下 	→【図7.1】 【図7.2】参照
(イ)構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものとする。 	→P607参照
(ロ)い 籠の 大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠の幅は 70cm 以上、奥行き 120cm 以上とする。 ● 籠内で車椅子使用者が 90 度転回して乗降する必要がある場合の籠の大きさは、間口 140cm 以上、奥行 140cm 以上とする。 	→【図7.3】参照
(2)エスカ レーター	<ul style="list-style-type: none"> ● この項目のエスカレーターは、以下に掲げるものである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター ② 運転時において、踏段の定格速度 30m 毎分以下 ③ 2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの 	→【図7.4】参照
(構造)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものとする。 	→P608参照
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定経路等上には、エスカレーターではなく「⑥エレベーター及びその乗降口ビー」を設ける。 	

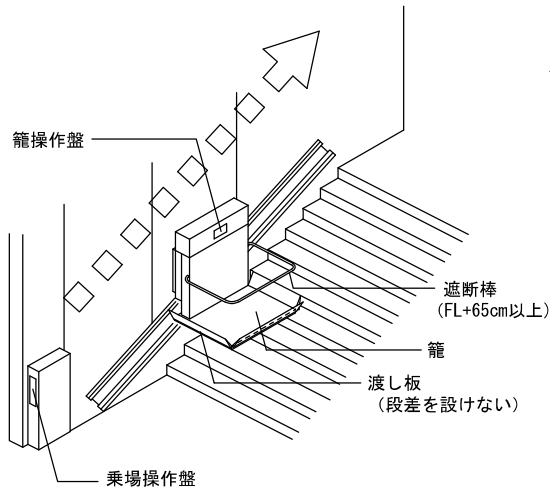
■望ましい整備

	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P85参照
--	--------------------------	--------

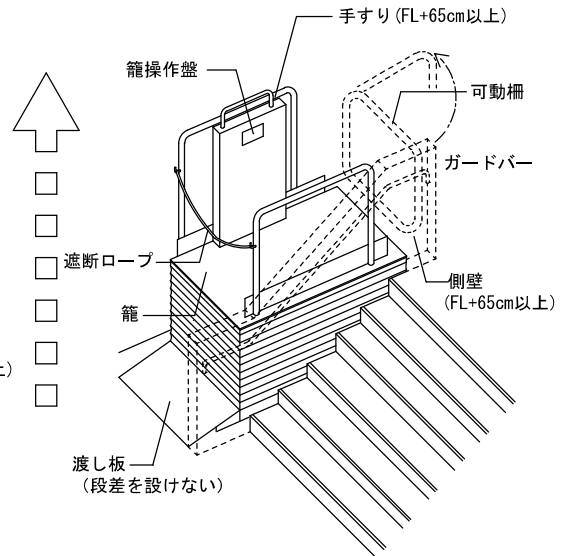
《 参 考 図 》

【図7.1】 斜行型段差解消機

※障害物検知装置を設置した場合
壁又は囲いは設けなくてよい

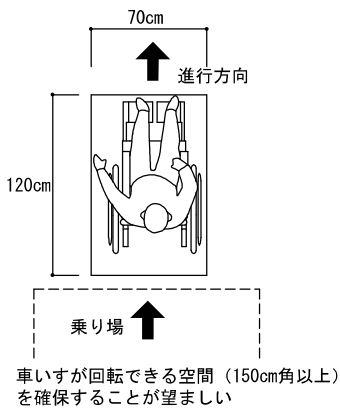


【図7.2】 垂直型段差解消機

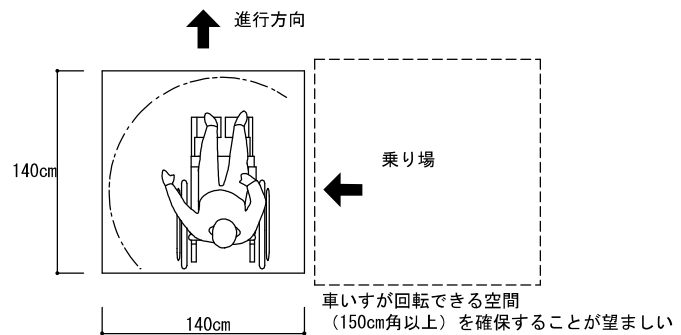


【図7.3】 籠の大きさ

■ 定員1名の籠（直線形式の場合）

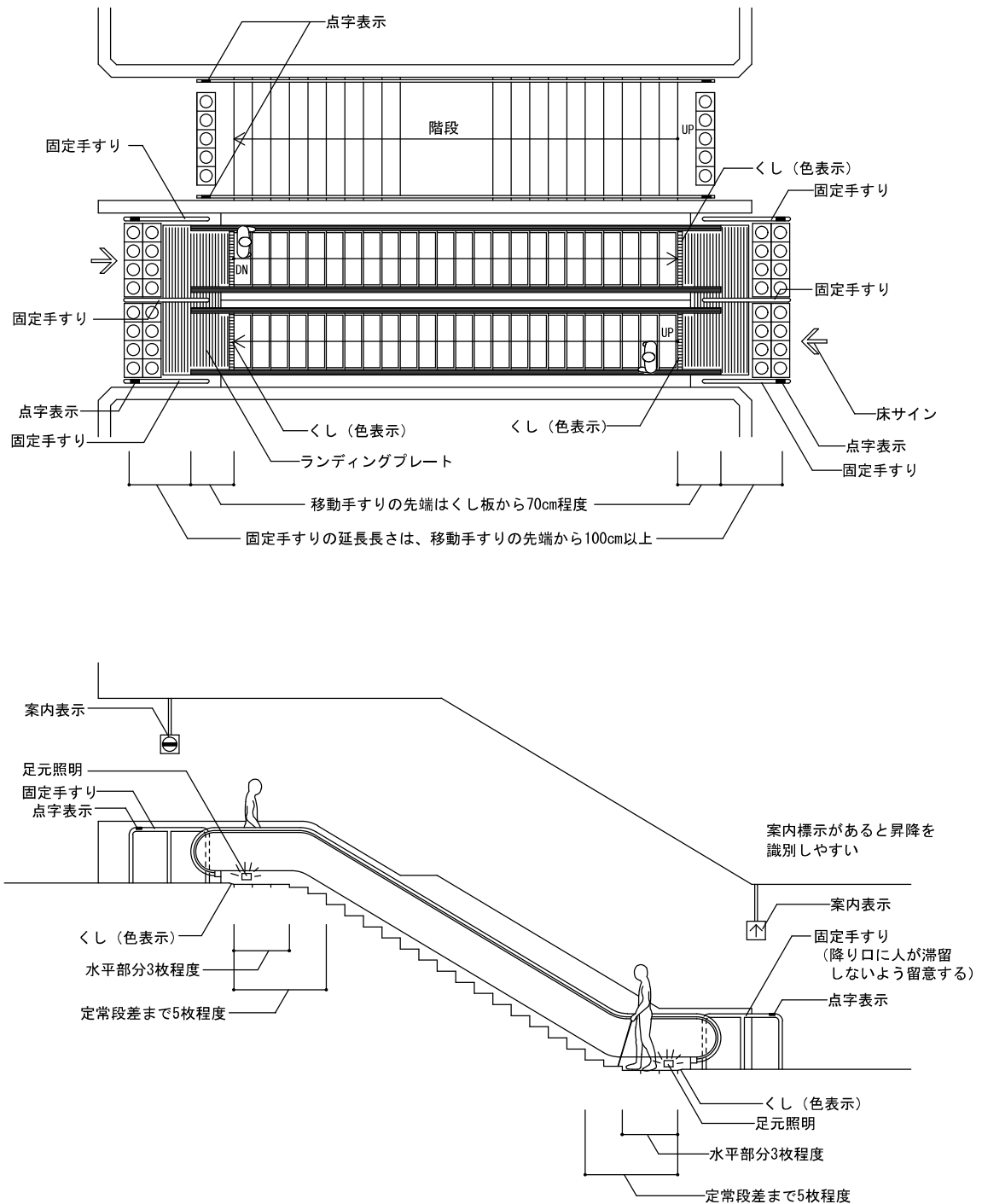


■ 定員1名の籠（90度の転回形式の場合）



《 参 考 図 》

【図7.4】 エスカレーターの例



⑧ 便所（トイレ）

【基本的考え方】

だれでもが快適に便所を利用するためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用設備等を設けるなど、使いやすい環境を整備する。

便所には、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者用便房又はだれでもトイレ）、オストメイト用汚物流しを設けた便房を、それぞれ1以上設置する。

＜便所における機能分散の考え方＞

建築物編（共同住宅等以外）に準ずる。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	[1] 同左
[2] [1]の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする事。	[2] 同左
(1) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。	(1) 便所内に、次に掲げる構造のだれでもトイレを1以上設けること。
[ア] 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	[ア] 同左
[イ] 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	[イ] 同左
—	[ウ] 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
—	[エ] 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。
(2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	(2) 同左
—	[3] 多数の者が利用する一般便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造とすること。
—	(1) 床面には、段差を設けないこと。
—	(2) 大便器は、1以上を腰掛式とすること。
—	(3) 腰掛式とした大便器の1以上に、手すりを設けること。
[3] 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。	[4] 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。

■整備基準の解説

◆便所全般

床面	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房、オストメイト用設備は、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ● 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。 ● 水洗いができ、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 	<p>→【図8.1】参照</p> <p>→「⑫標識」参照</p>
----	--	----------------------------------

◆車椅子使用者用便房・だれでもトイレ（●は共通の解説、○はだれでもトイレの解説）

出入口	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房、だれでもトイレの出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ● 出入口の有効幅は、85cm以上とする。また、車椅子使用者用便房又はだれでもトイレが一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm以上とする。 	<p>→【図8.2】</p> <p>【図8.3】参照</p>
戸	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。 ● 開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より簡単である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。 	<p>→【図8.4】参照</p>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。 ● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付手すりと反対側の手すりは可動式とする。 ● 横手すりは便座から20cmから25cm程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から25cm程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離となるように設置する。 	<p>→【図8.2】</p> <p>【図8.5】参照</p>
便房の 大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で200cm×200cm以上とし、直径150cm以上の円が内接できる程度の空間を確保する。また、車椅子から便座への移乗は車椅子の側面（障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易）又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径150cmの円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。） ● ただし、床面積の合計が1,000㎡以下の共同住宅等で200cm×200cm以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、内法で130cm×200cm（直進及び側方進入）以上、又は、150cm×180cm（側方進入）以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。（ただし、オストメイト用汚物流し、手洗い器その他の設備を併せて設置すると、さらに大きなスペースが必要となる場合がある。） 	<p>→【図8.2】参照</p> <p>→【図8.3】参照</p>

位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 異性介助に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房又はだれでもトイレは、男女が共用できる位置に設ける。 ○ だれでもトイレは、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ○ だれでもトイレは、だれもが利用しやすく分かりやすい位置に設ける。 	
表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房、だれでもトイレの付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ○ だれでもトイレの入口付近には、図記号 (ピクトグラム) を組み合わせるなど、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが利用できる旨を表示する。 ● 建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障害者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房又はだれでもトイレの位置を表示する。 	<p>→「②標識」参照</p> <p>→「③案内設備」参照</p>
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものとする。 ● 便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合のみに設置し、車椅子使用者の洗面器の利用にも配慮する。 ● 洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ● 吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ● 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ● 洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ● 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ● 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ● 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。 	<p>→【図8.6】参照</p> <p>→【図8.5】参照</p>

◆水洗器具

水洗器具	<ul style="list-style-type: none"> ● 水洗器具とは、オストメイト (人工肛門、人工膀胱保持者) の利用に配慮して、パウチ (排泄物をためておく袋) や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し (洗浄装置・水栓を含む) をいう。 ● 便器に水栓をつけたもの (簡易型水洗器具) は利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に設置する。 ● オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。 ● ペーパーホルダーを設置する。 	<p>→【図8.7】 【図8.8】参照</p> <p>→「②標識」参照</p>
------	---	---

◆一般便所

大便器 (床面)	○ 便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障害者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。	
(構造)	○ 高齢者などの下肢機能の低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のもの設ける。	
(手すり)	○ 便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものやL型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。	→【図8.9】参照
小便器 (構造)	● 男子用小便器のうち1以上は、小児等の利用に配慮し、床置き式又は壁掛式とし、受け口の高さが35cm以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。	→【図8.10】参照
(手すり)	○ 小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取りつけることとし、高さは120cm程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔60cm程度、高さは80～90cm程度とする。	→【図8.10】参照
その他の 注意事項	○ 男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示はJIS Z 8210を適用する。	→【⑩標識】参照

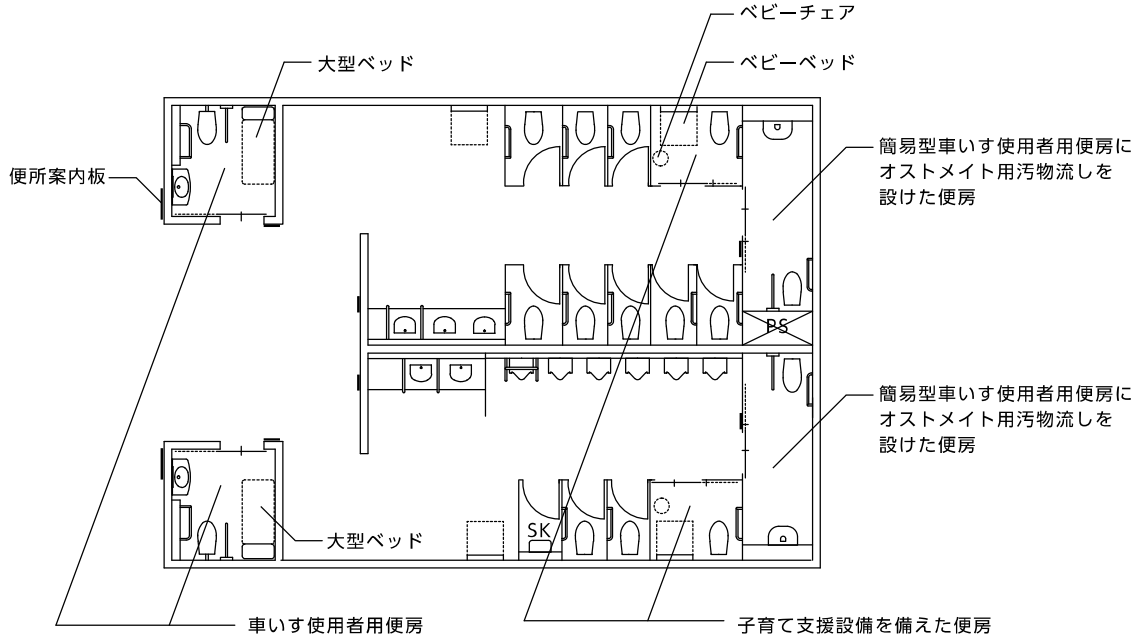
■望ましい整備

	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P92参照
--	--------------------------	--------

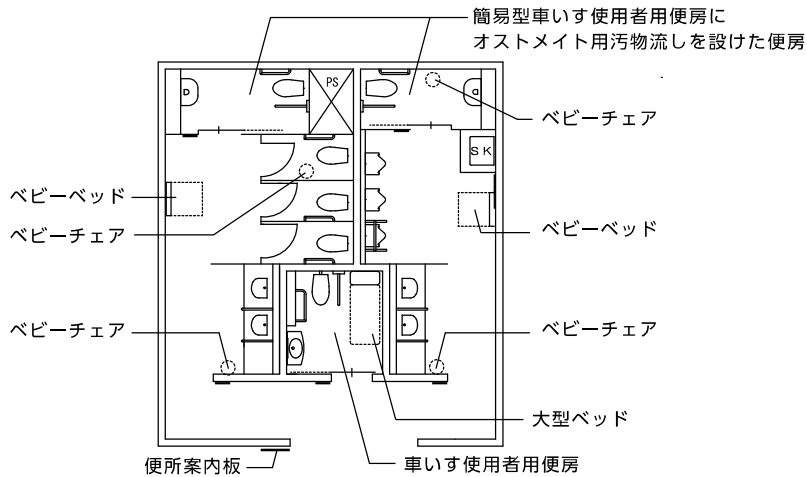
《 参 考 図 》

【図8.1】機能分散に配慮した便所の配置例

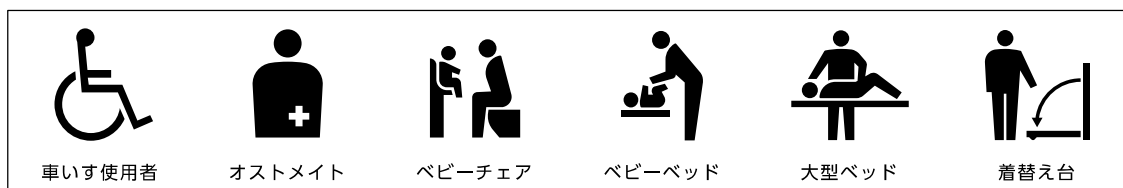
■左右対称の車いす使用者用便房又はだれでもトイレ及びオストメイト対応便房を設けた例



■車いす使用者用便房又はだれでもトイレを1つ設けた例

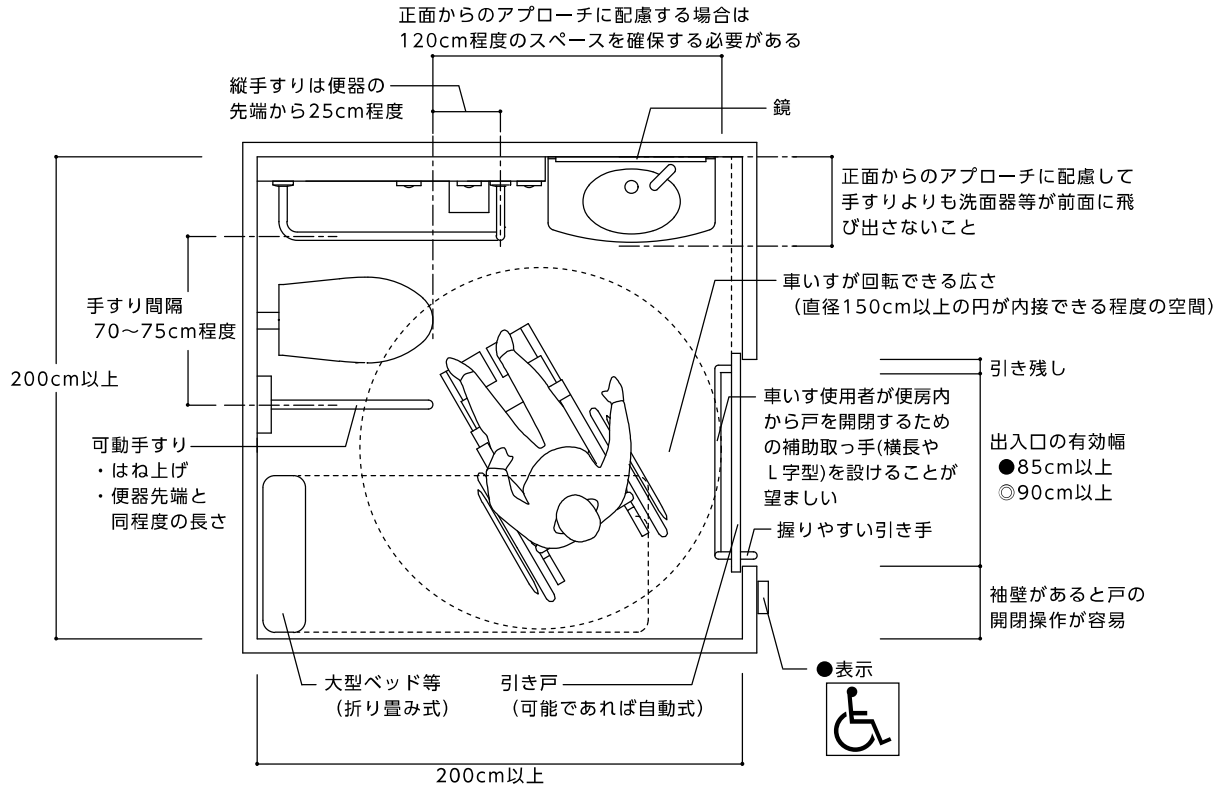


■便房設備の表示例



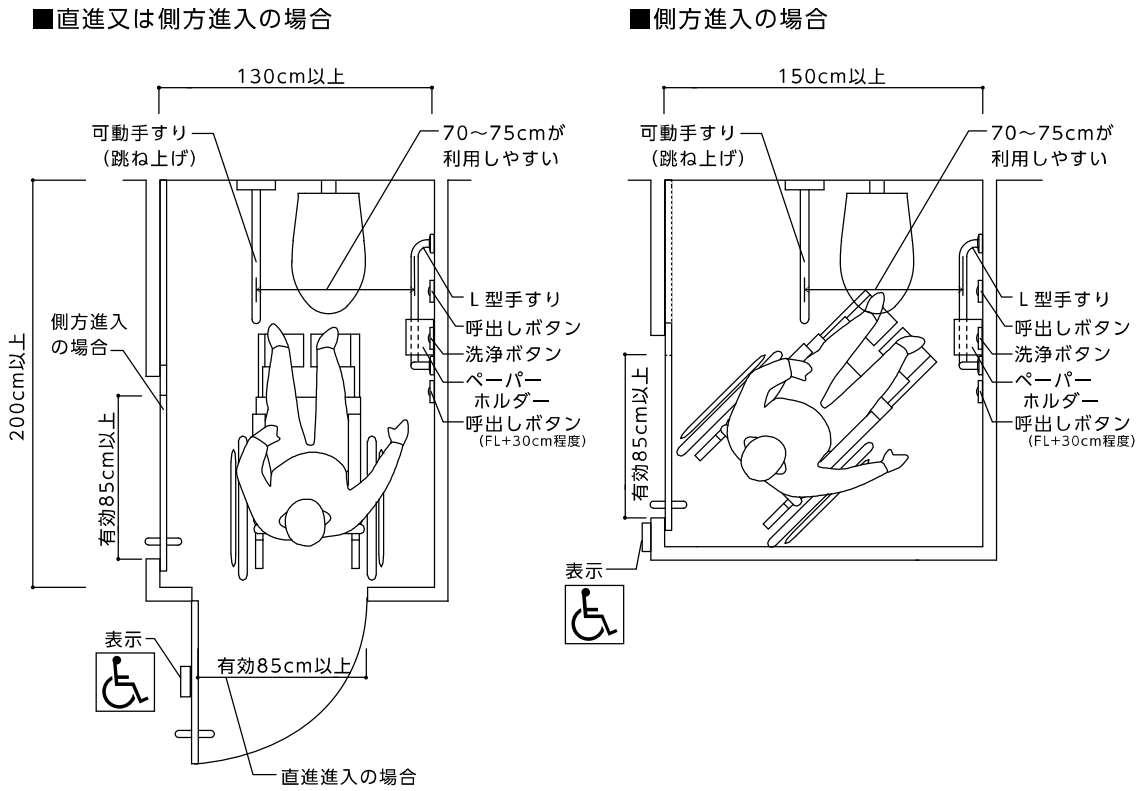
《 参 考 図 》

【図8.2】 車いす使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



《 参 考 図 》

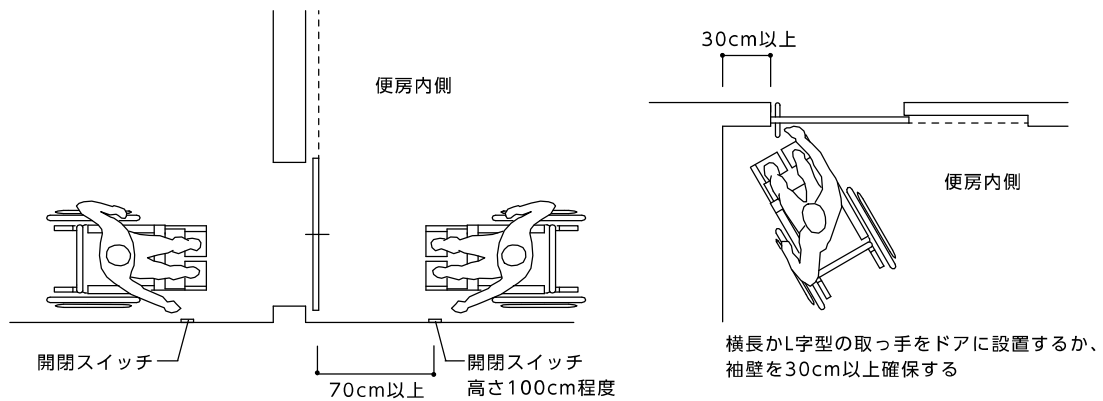
【図8.3】簡易型車いす使用者用便房の例



【図8.4】開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

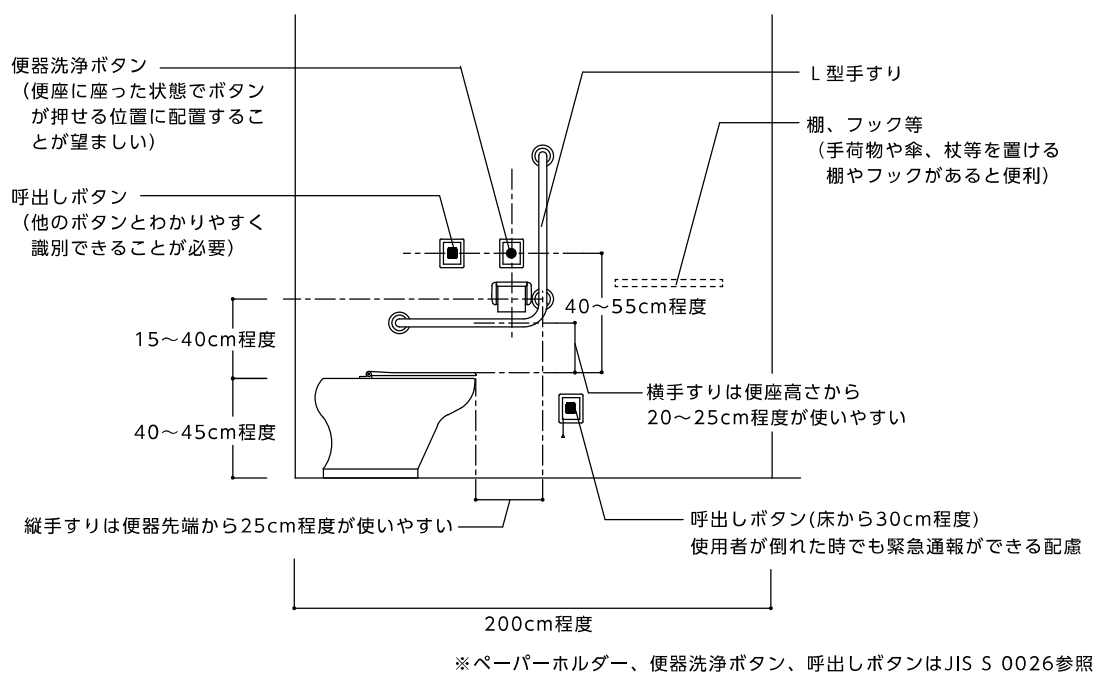
■自動ドア（引き戸）の場合

■手動ドア（引き戸）の場合

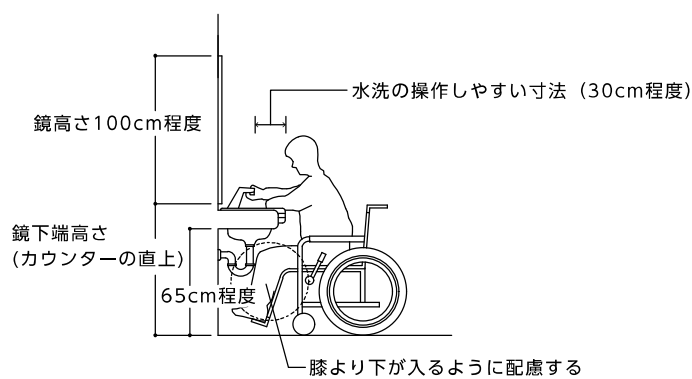


《 参 考 図 》

【図8.5】 ボタンの配置例

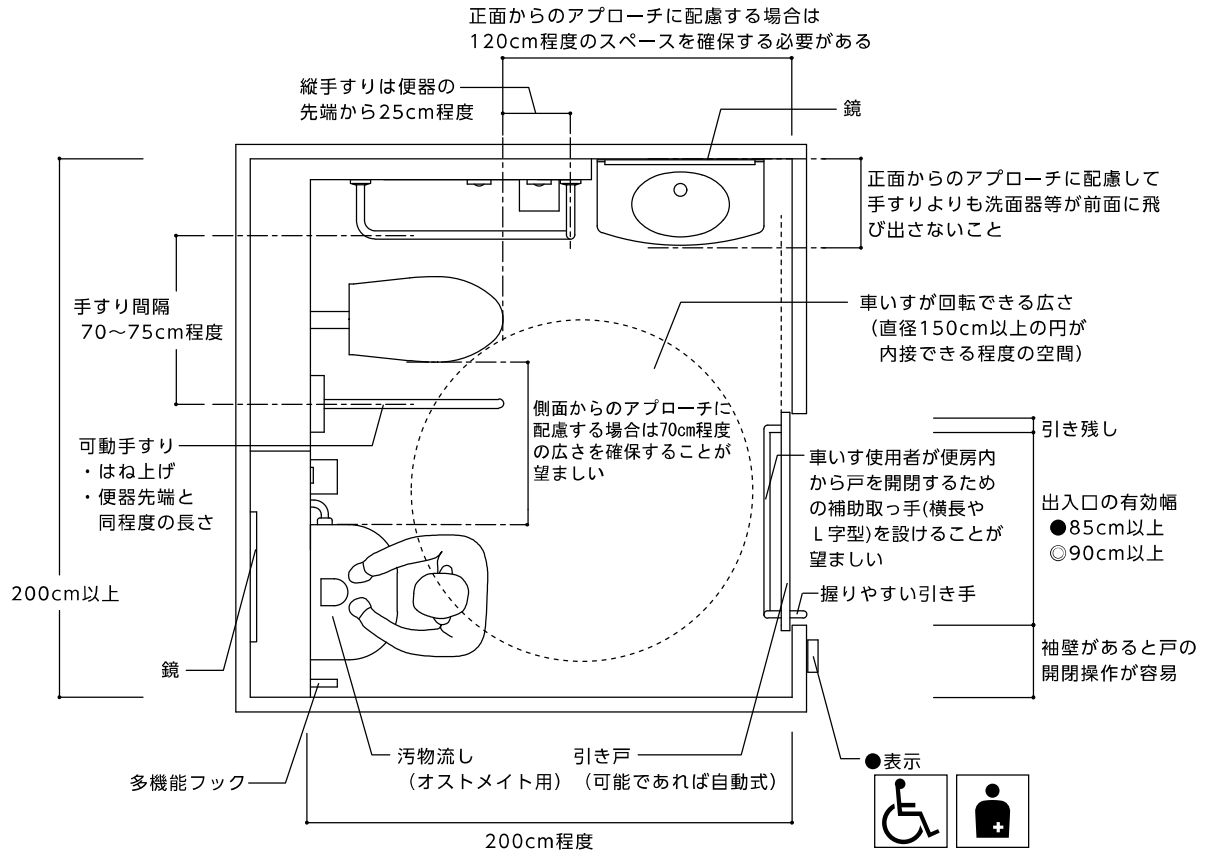


【図8.6】 車いす使用者が利用しやすい洗面台

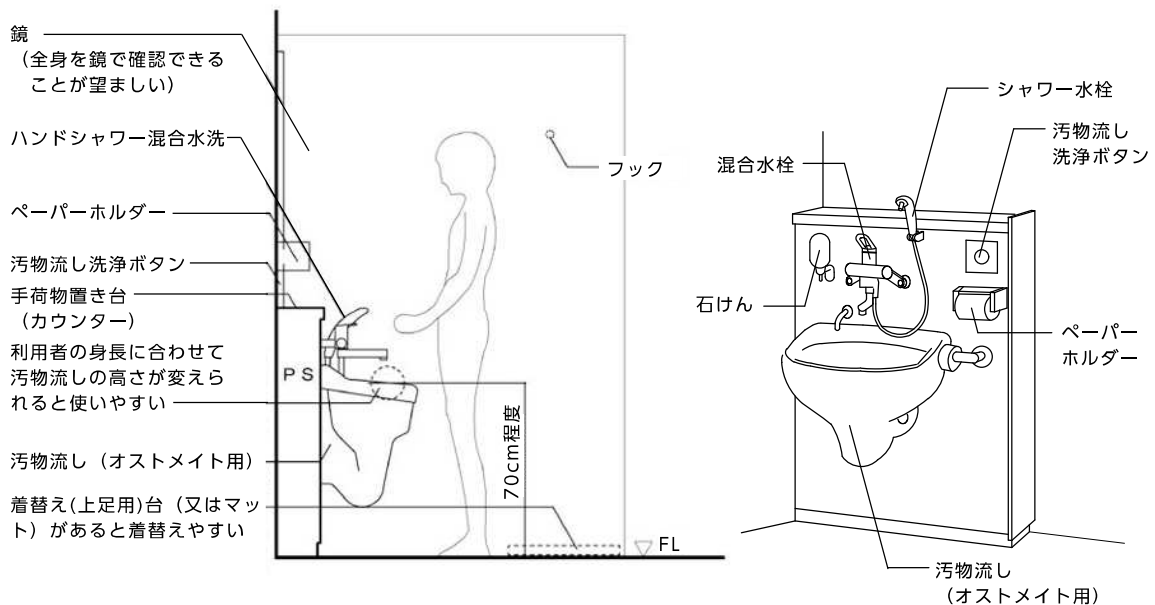


《 参 考 図 》

【図8.7】 車いす使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例

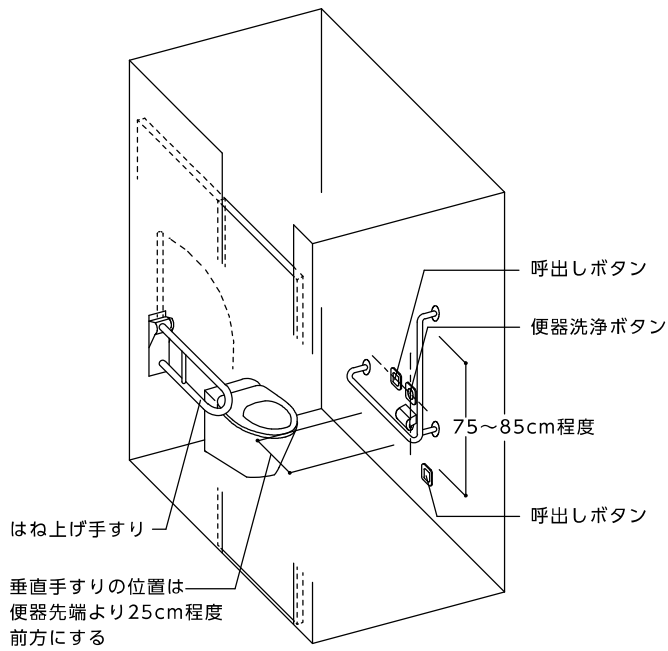


【図8.8】 オストメイト用汚物流しの例



《 参 考 図 》

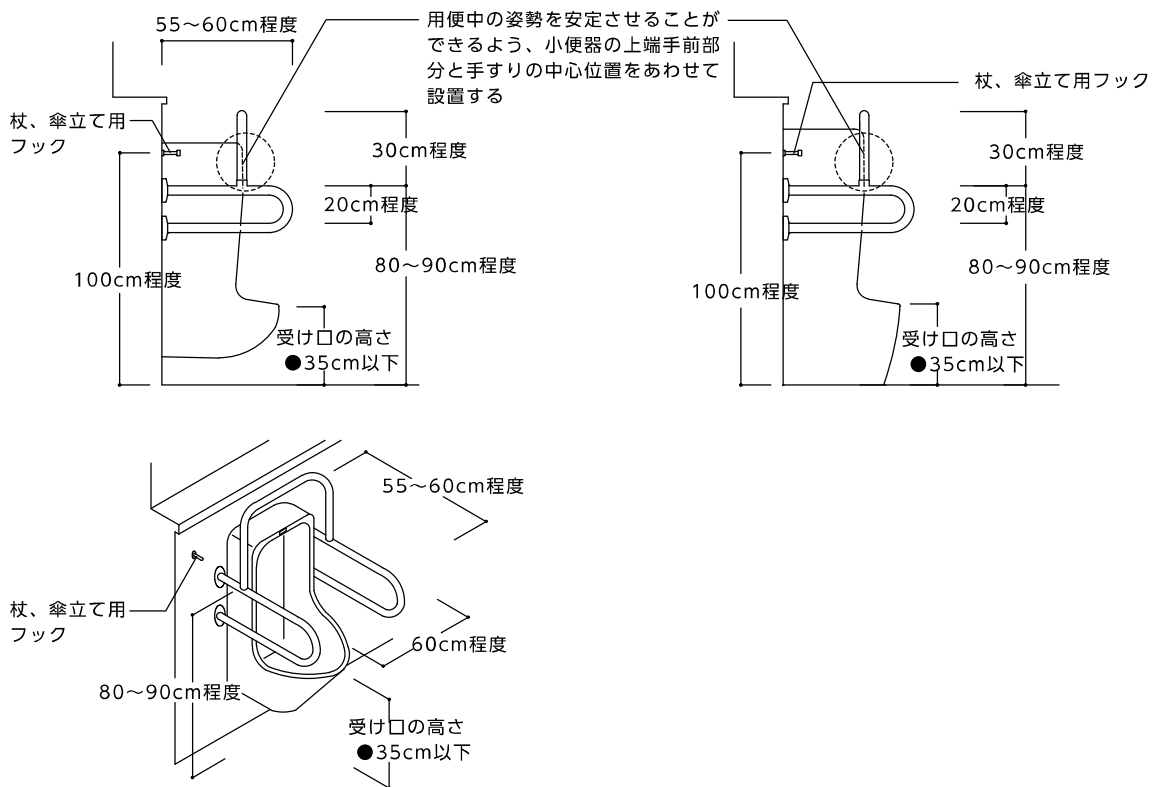
【図8.9】 大便器の手すりの例



【図8.10】 小便器の手すりの例

■ 壁掛式低受け口

■ 床置き式ストール



⑨浴室又はシャワー室

【基本的考え方】

浴室又はシャワー室は下肢の不自由な障害者が利用できることを最低条件とし、車椅子が横付けできるスペースや、できれば介助者用のスペースを確保するとよい。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	[1] 同左
[2] [1]の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。	[2] 同左
(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	(1) 同左
(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	(2) 同左
(3) 出入口は、次に掲げるものであること。	(3) 同左
[ア] 幅は、85cm以上とすること。	[ア] 同左
[イ] 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	[イ] 同左

■整備基準の解説

床面（表面）	<ul style="list-style-type: none"> ● 浴槽内や浴室等の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。洗い場は滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。 ● 水仕舞との関係を工夫し、出入口から浴槽又はシャワールームまでの床面には、車椅子使用者の通行の支障となる段差を設けない。 	→2cm以下の段差は許容
(1)設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 「浴槽、シャワー、手すり等」とは、具体的には、浴槽、シャワー、手すりのほかに、水洗金具、非常用の呼出しボタン、車椅子から移乗できる移乗台などが挙げられる。 ● 浴室又はシャワー室は、高齢者や障害者等にとって転倒等の危険性の高い場所であり、障害の種類、程度、介助者の有無等を考慮して、浴室又はシャワー室の形状や設備を計画する必要がある。 	→【図9.1】 【図9.2】参照
(浴槽)	<ul style="list-style-type: none"> ● 浴槽のわきに、車椅子から乗り移り、浴槽に移動できるような移乗台を設ける。 ● 移乗台の高さは40cmから45cm程度とし、高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とする。 	
(手すり)	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりは、浴槽、洗い場又はシャワールームの周囲に設ける。 ● 水平・垂直の両タイプとする。特に洗い場と浴槽の移動に際して、立ち上がる動作を補助するため、垂直タイプの手すりを設ける。 	

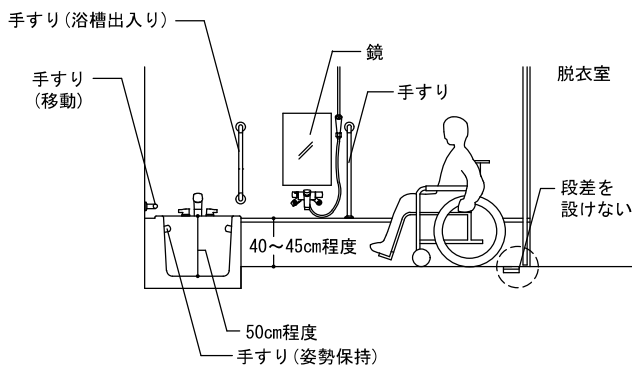
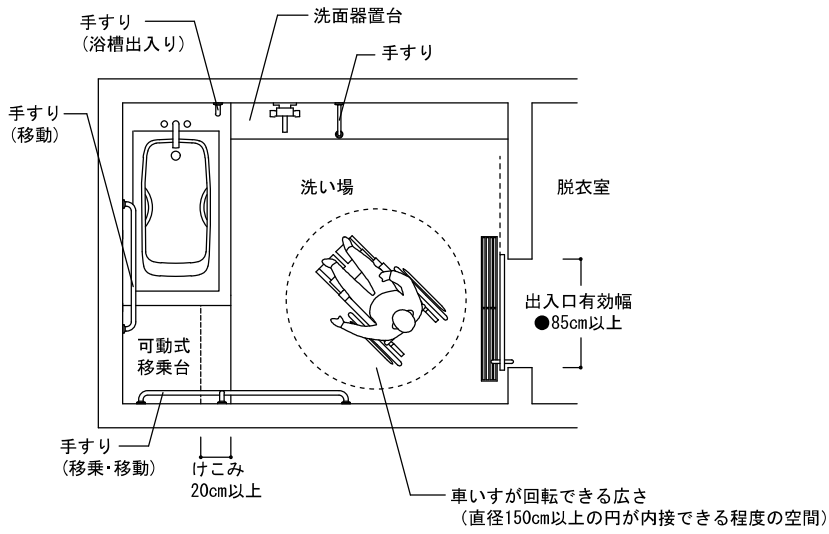
(シャワー)	<ul style="list-style-type: none"> ● シャワー、水洗金具は座ったまま届く位置に設ける。 ● シャワーはハンドシャワーとし、シャワーヘッドかけを使いやすい位置に上下2箇所設けるか、垂直方向にスライド調整できるものとする。 	
(水洗金具)	<ul style="list-style-type: none"> ● 水栓金具は、温水の混合操作を容易にするため、自動温度調節器（サーモスタット）の付いたレバー式など、簡単に操作できるものとする。 	
(呼出しボタン)	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常用の呼出しボタンを設ける場合は、洗場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつける。 	
(2)スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、車椅子が回転できる広さ（直径150cm以上の円が内接できる程度の空間）を確保する（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。）。 	
(3)出入口 (有効幅)	<ul style="list-style-type: none"> ● 出入口の有効幅は85cm以上とする。 	
(戸)	<ul style="list-style-type: none"> ● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 自動式開き戸は、突然に開いたドアに衝突する危険があるので配慮を要する。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● 車椅子使用者が円滑に浴室等に入れるように、戸の前後に段差を設けない。 	→【図9.3】参照

■望ましい整備

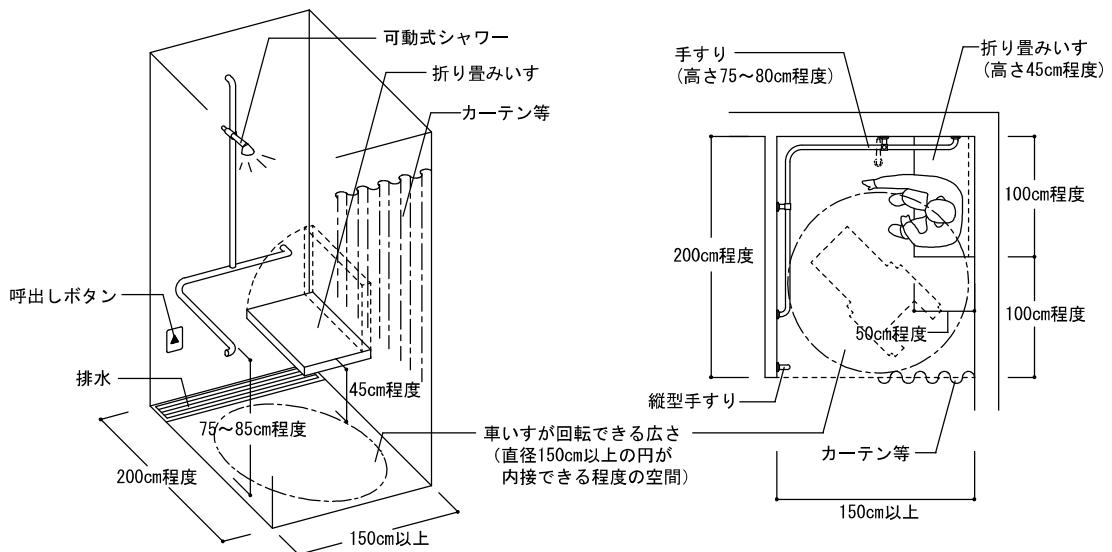
建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P106参照
--------------------------	---------

《 参 考 図 》

【図9.1】小規模な浴室の例



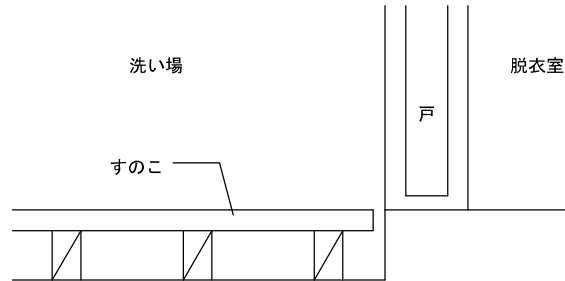
【図9.2】車いす使用者ブースの例



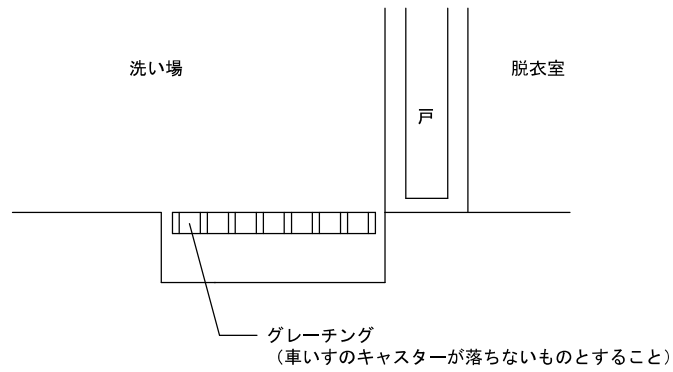
《 参 考 図 》

【図9.3】 出入口の段差解消例

■すのこによる場合



■グレーチングによる場合



⑩敷地内の通路

【基本的考え方】

道路から通路を経て住棟出入口に至る部分を整備し、高齢者、障害者等を含むすべての人が安全かつ円滑に住棟へアクセスできるよう配慮する必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 同左
(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 同左
(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。	(2) 同左
[ア] 手すりを設けること。	[ア] 同左
[イ] 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	[イ] 同左
[ウ] 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	[ウ] 同左
—	[エ] 段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。
(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。	(3) 同左
[ア] 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	[ア] 手すりを設けること。
[イ] その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	[イ] 同左
[2] 特定経路を構成する敷地内の通路は、[1] に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	[2] 特定経路等を構成する敷地内の通路は、[1] に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
(1) 幅は、120cm 以上とすること。	(1) 幅は、135cm 以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、120cm 以上とすることができる。
(2) 50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	(2) 同左
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(3) 同左
(4) 傾斜路は、次に掲げるものであること。	(4) 同左
[ア] 幅は、段に代わるものにあつては 120cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。	[ア] 幅は、段に代わるものにあつては 135cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。

[イ] 勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。	[イ] 勾配は、1/20 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては 1/8 以下、高さが 75cm 以下のもの又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は 1/12 以下とすることができる。
[ウ] 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	[ウ] 同左
[I] 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	[I] 同左
[オ] 高さが 75cm を超えるもの（勾配が 1/20 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。	[オ] 高さが 75cm を超えるものにあつては、75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。
[3] 1 の項 [1] に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により [2] の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1 の項 [1] 中「道等」とあるのは「当該共同住宅等の車寄せ」とする。	[3] 同左

■ 整備基準の解説

◆ 一般基準

(1)床面	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ● アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動かなくなるだけでなく、転倒の危険もある。 	→【図10.1】参照
(2)段がある部分	<ul style="list-style-type: none"> ● 段がある部分には、手すりを設置する。 ● 踏面の色と段鼻（滑り止め）の色を対比させることにより、段を識別しやすいものとする。 ● けこみは 2cm 以下とする。 ● けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。 ● 段鼻を突き出すと、つま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。 ● 杖の転落を防止するために、立ち上がり（2cm 以上）を設ける。 ○ 段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設する。 	→【図4.3】参照 →【図4.4】参照 →【図4.5】参照 →P36・37 参照
(3)傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりは、車椅子使用者はもちろんその他の歩行困難者にとっても歩行の補助になるので、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分、高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ● 手すりは両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設けることにより、歩行困難者の補助となり得る。 ○ 手すりは勾配や高さに関係なく、すべての傾斜路に設ける。 ● 傾斜のある部分は、平坦部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 ● 傾斜路が長くなりすぎる場合は、「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設置することも考えられる。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内の通路は、歩車道の分離に配慮する。 	

◆特定経路等

	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の「⑩敷地内の通路」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 	
(1)有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅が 120cm である。 ● 50m 以内ごとに車椅子が転回できるスペース（おおよそ 170cm x 140cm 角以上）を設ける。 	→【図10.2】参照
(2)戸	<ul style="list-style-type: none"> ● 「②出入口」の整備基準の解説「戸」を準用する。 	
(3)傾斜路 (幅)	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため 90cm 以上とすることができる。 	→【図10.3】参照
(勾配)	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。敷地内の通路に設ける傾斜路は、雨に濡れると滑りやすくなるため、車椅子使用者が自力で上りやすいよう、傾斜路の勾配は 1/20 以下とする。 	→【図10.4】参照
(立ち上がり)	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35cm 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm 以上とすることができる。 	
(平坦部)	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平坦部を設ける。 	
(踊り場)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では高さ 75cm ごとに長さ 150cm 以上の踊り場を設置する。 ○ 車椅子使用者は傾斜路の途中で転回するのが困難であるので、安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。 	

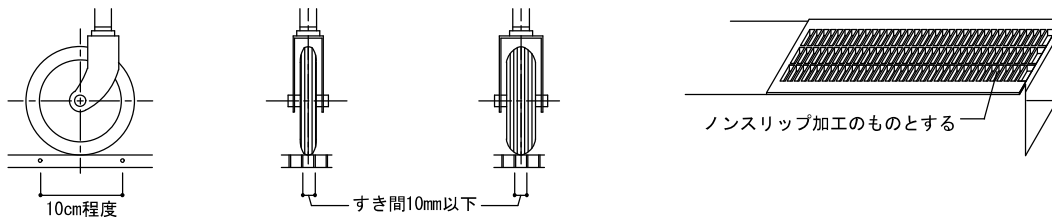
■望ましい整備

	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P127参照
--	--------------------------	---------

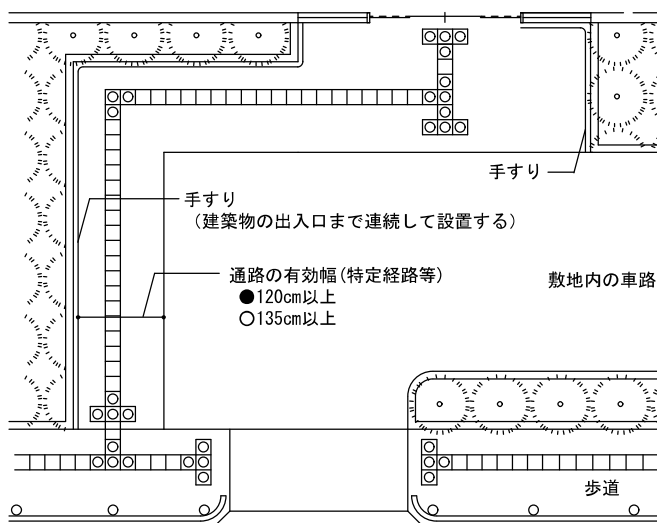
《 参 考 図 》

【図10.1】 車いすの前輪が落下しない配慮

■車いす前輪の大きさ ■手動車いす ■電動車いす ■ふたの概要



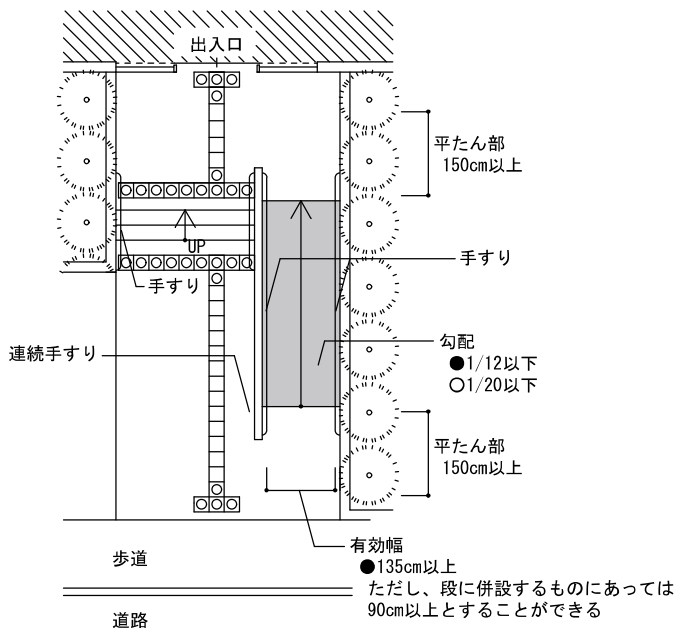
【図10.2】 敷地内の通路



※図は、歩道の連続誘導と一体的に整備する場合の例示
歩道が切り下げ形式である場合、歩道の誘導用ブロックは連続して敷設させる

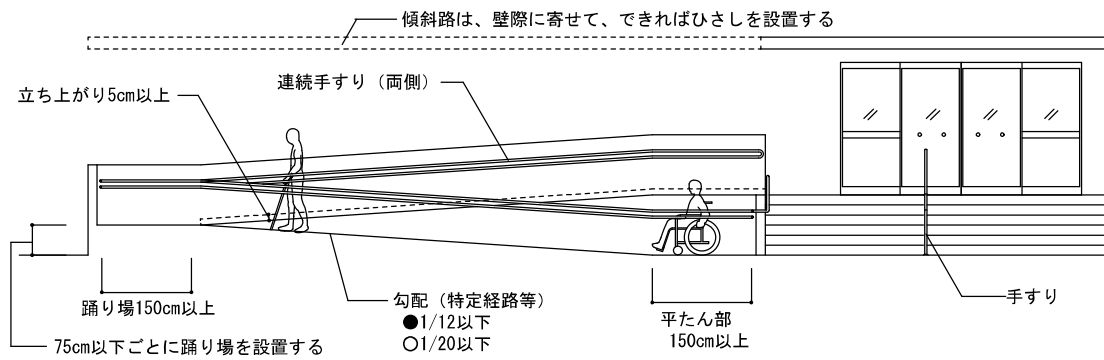
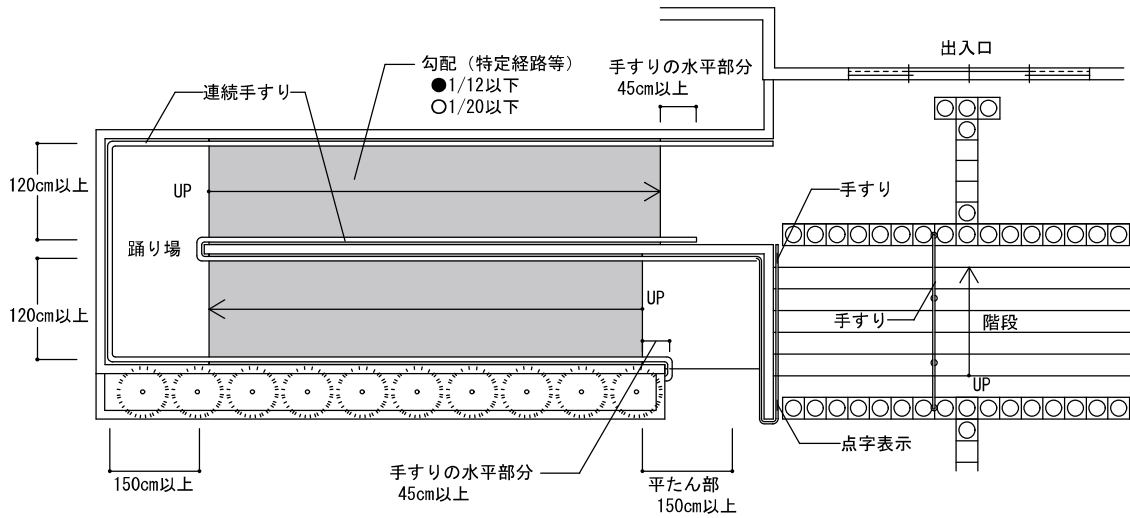
- ・敷地内の車路とは別に通路を設ける
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設する（原則黄色）

【図10.3】 階段と傾斜路を併設した敷地内の通路



《 参 考 図 》

【図10.4】敷地内の通路に傾斜路を設けた例



⑪ 駐車場

【基本的考え方】

すべての建築物について、車椅子利用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い車椅子利用者用駐車施設等を設置する必要がある。また、車椅子利用者等、必要としている人が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けなければならない。	[1] 同左
[2] 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	[2] 同左
(1)	(1) 同左
(2) 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。[3]において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	(2) 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。[3]において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
[3] 多数の者が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。	[3] 多数の者が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

■ 整備基準の解説

(1)設置数	<ul style="list-style-type: none"> ● 多数の者が利用する駐車場とは、居住者用の駐車場を含めた共同住宅等に設けられる駐車場のことである。 ● 車椅子利用者用駐車施設を1以上設置する。 	→【図11.1】参照
(2)構造 (有効幅)	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子利用者用駐車施設は、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子利用者が転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものである。 	→【図11.2】参照
(経路)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの経路は、特定経路等とする。 ● 建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障害者等が利用できる車寄せと駐車スペースを設けることが必要である。 	→【図11.3】 【図11.4】参照

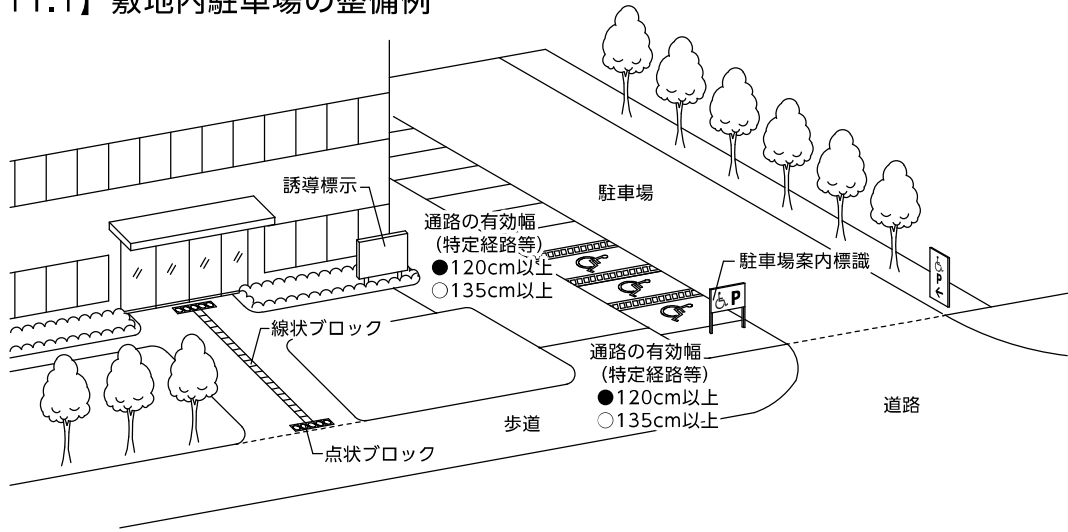
(3)誘導表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅等に集会室などの利用居室等を設けている場合は、車椅子利用者用駐車施設の付近に当該利用居室等までの誘導表示をする。 ● 誘導表示は、当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室等までの誘導ができるものとし、車椅子利用者にも見やすい位置・高さに設ける。 ● 大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景と色の明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。 ● 一般用駐車スペースと区別するため、車椅子利用者駐車施設の駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。(車椅子利用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子利用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。) ● 車椅子利用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。 ● 駐車場の進入口には、車椅子利用者用駐車施設が設置されていることが分かるように標識を設けることとし、駐車場の入口から車椅子利用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。 	→「⑩標識」参照
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 床面又は地面は、車椅子での移乗に配慮し、できる限り水平にする。 ● 車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの経路は、特定経路等となる。 ● 車椅子利用者用駐車施設は平置きを原則とする。やむを得ず、機械式駐車施設とする場合においても、幅 350cm 以上確保しなければならない。 ● 共同住宅等に集会室などの利用居室等を設けている場合は、車椅子利用者用駐車施設から利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等としての整備が必要となる。 	→1/100程度の 水勾配は許容
		→P253コラム 参照

■望ましい整備

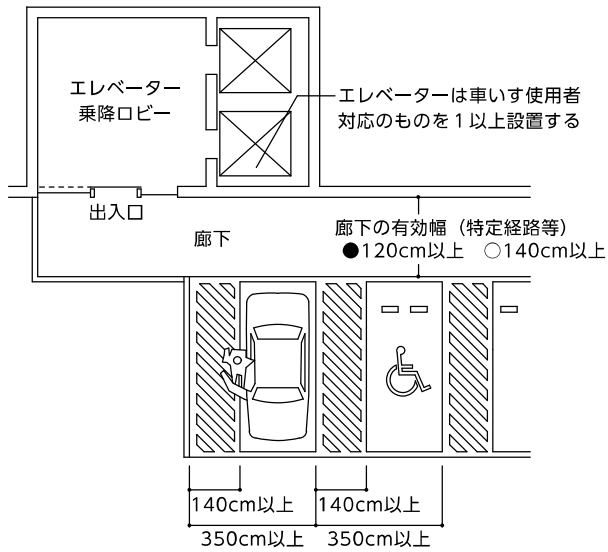
建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P132参照
--------------------------	---------

《 参 考 図 》

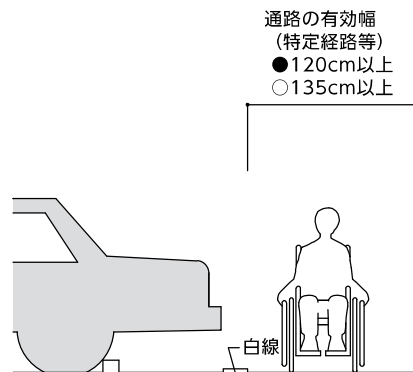
【図11.1】敷地内駐車場の整備例



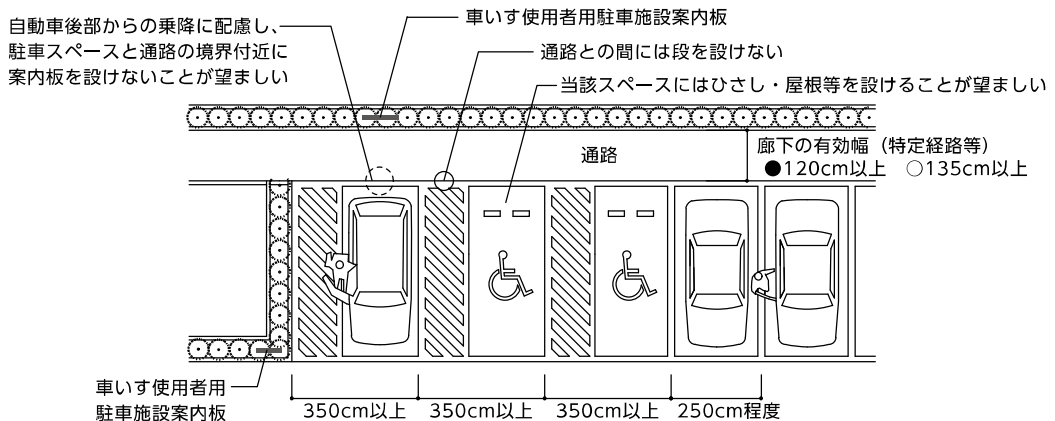
【図11.2】屋内駐車場の整備例



【図11.3】駐車スペース後ろに通路を設ける場合

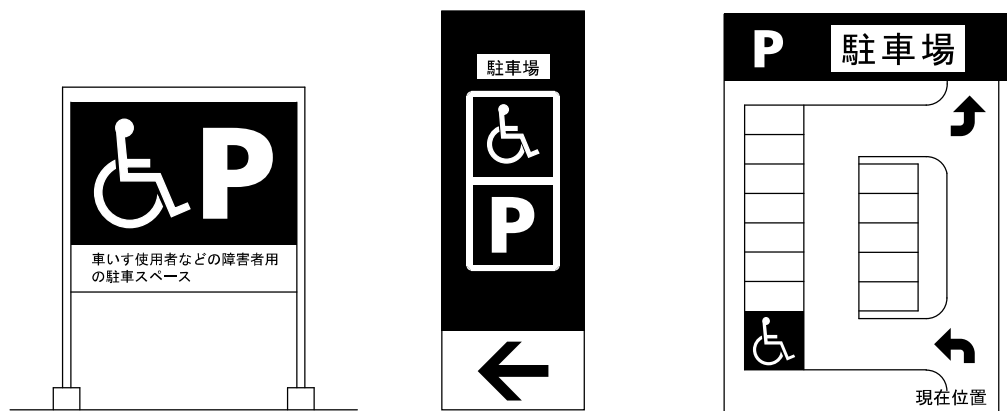


【図11.4】駐車場の整備例



《 参 考 図 》

【図11.5】立札による表示例



《コラム》

■機械式駐車場

車いす使用者用駐車施設は平置きを原則とする。ただし、敷地の状況等によりやむを得ず機械式駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、整備基準に適合するものとし、高齢者、障害者等が車の乗降に支障なく、円滑に利用できるものとする。そのため、車いす使用者が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものとし、人的介助のみを前提とした通常の機械式駐車場は該当しない。

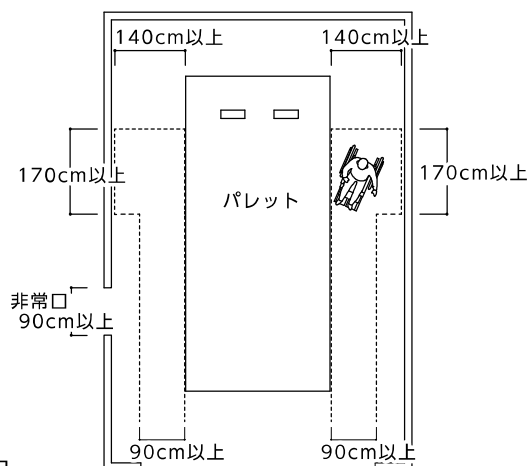
また、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は移動等円滑化経路等、当該車いす使用者用駐車施設から各住戸までの経路は特定経路等となるため、経路上に段差を設けてはならない。

さらに、機械式駐車場技術基準のバリアフリー対応駐車装置の基準を参考とする。

【参考】機械式駐車場技術基準（主な内容）

- ・ 人の通路は、幅90cm以上、高さ190cm以上、段差及びすき間は20cm以下とすること。
- ・ 非常口へ通ずる通路も上記に準ずることとし、非常口は、90cm以上、高さ190cm以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- ・ 自動車への乗降部分は車いすの転回を考慮して、車いすの進行方向に対して幅140cm以上、奥行き170cm以上の空間を確保すること。
- ・ バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも1面は、車いすに乗ったままで操作できるよう床面から100cm程度の高さに設けること。
- ・ 一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。
- ・ その他の基準については、「機械式駐車場技術基準・同解説 2017年版」（公益社団法人 立体駐車場工業会）を参照すること。

機械式駐車場に車いす使用者用駐車施設を設けた例



⑫ 標識

【基本的考え方】

だれでもが、目的の場所に容易に到達できるよう、標識を設置する。標識の設置にあたっては、だれでもが見やすい高さ及び位置に設置し、車椅子使用者、視覚障害者等の通行の妨げとならないよう、設置高さ、位置等について配慮する。

また、表示されている内容を読み取ることが難しいこともあるため、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても、統一されたデザインによる表示は有効である。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。	同左
[1] 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	[1] 同左
[2] 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本工業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合すること。）。	[2] 同左

■ 整備基準の解説

	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便所、だれでもトイレ、オストメイト用汚物流しを設けた便所及び車椅子使用者用駐車施設の付近には、標識を設置する。 	→【図12.1】参照
(1)表示位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 標識は、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに取り付ける。 ● 突出型又はつり下げ型の標識を設ける場合は、視覚障害者等の支障とならない位置（高さ 200cm 以上）に設ける。 	→【図12.2】 【図12.3】参照
(2)表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合させる。 ● 文字や記号が大きく太い書体や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、地板の色とコントラストをつける。 ● 施設の利用者の状況を踏まえて、子供や外国人にも分かるように、ふり仮名や外国語を併記する。その場合、遠くからでも見えやすいよう、文字の大きさ等に配慮する。 ● 逆光又は反射グレアが生じないように、仕上げや、設置位置、照明に配慮する。（グレアとは、必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象） 	→P631・632 参照
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般便所及び子育て支援環境（ベビーチェア等・ベビーベッド等・授乳及びおむつ交換ができる場所）の付近には、標識を設置する。 ● 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設ける。 	→P632参照 →「⑩駐車場」参照

■ 望ましい整備

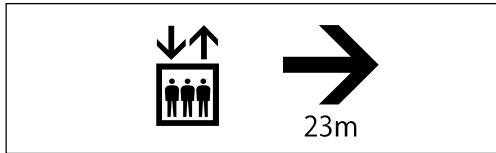
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P139参照
--	--------------------------	---------

《 参 考 図 》

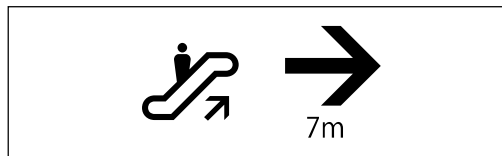
【図12.1】案内標示の例

■誘導サイン（つり下げ型等の形式）

① エレベーター



② 上りエスカレーター

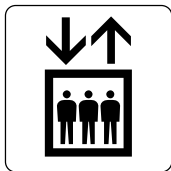


③ だれでもトイレ



■位置サイン

① エレベーター



② 上りエスカレーター



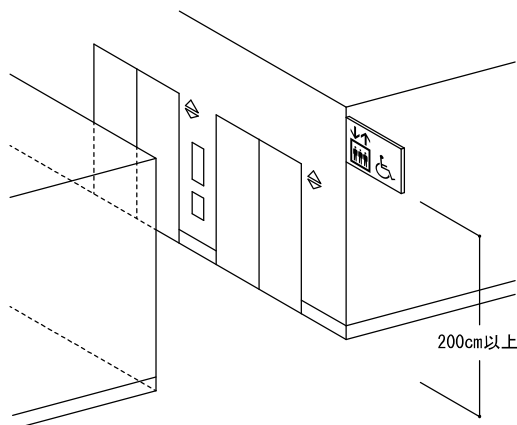
③ だれでもトイレ



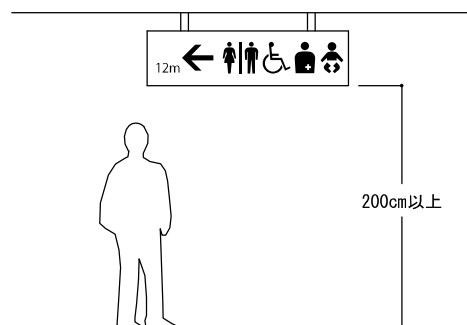
④ 車いす使用者用便房



【図12.2】突出型標識の例



【図12.3】つり下げ型標識の例



⑬案内設備

【基本的考え方】

だれでもが円滑に目的地へ到達できるよう、住棟の状況に応じた案内設備を分かりやすい位置に設置する。案内板等の設置にあたっては、高齢者、障害者等が見やすく、かつ視覚障害者の通行の妨げにならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。また、視覚障害者にとっては、照明や採光も位置を特定することに有効なので、あわせて配慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	[1] 同左
[2] 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	[2] 同左
(1) 文字等の浮き彫り	(1) 同左
(2) 音による案内	(2) 同左
(3) 点字及び(1)又は(2)に類するもの	(3) 同左
[3] 案内所を設ける場合には、[1]及び[2]の規定は適用しない。	[3] 同左

■整備基準の解説

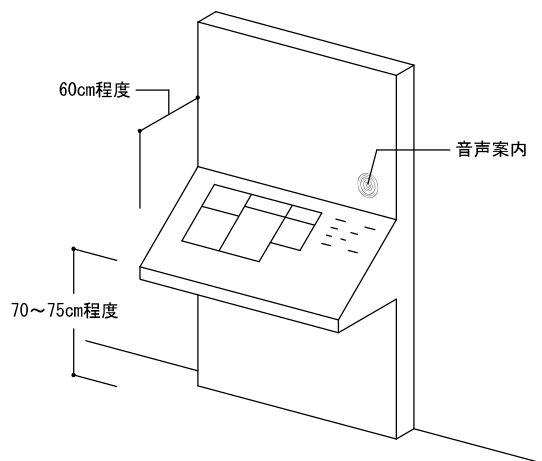
(1)案内板等	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、だれでもトイレ、オストメイト用汚物流しを設けた便房及び車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板等を、共同住宅等内の主要な出入口付近に設ける。 	→【図13.1】 【図13.2】参照
(2)視覚障害者のための設備	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房及びだれでもトイレの配置を、以下の方法により視覚障害者に示すための設備を共同住宅等内の主要な出入口付近に設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ① 文字等の浮き彫り ② 音による案内 ③ 点字及び①②に類するもの 	→【図13.2】参照
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 案内板に表示する図記号（ピクトグラム）は、エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設等とし、JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。 ● 点字については、JIS T 0921 に準じ、墨字を併記する。 ● 触知案内板については、JIS T 0922 に準ずる。 	→P631・632参照 →P616・617参照 →P618～620参照

■望ましい整備

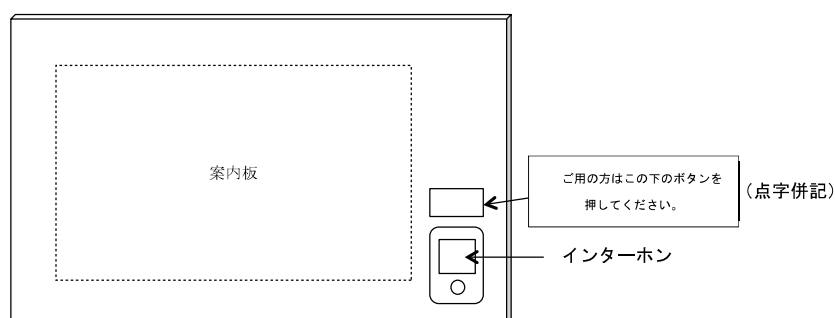
建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P143参照
--------------------------	---------

《 参 考 図 》

【図13.1】案内板の設置例

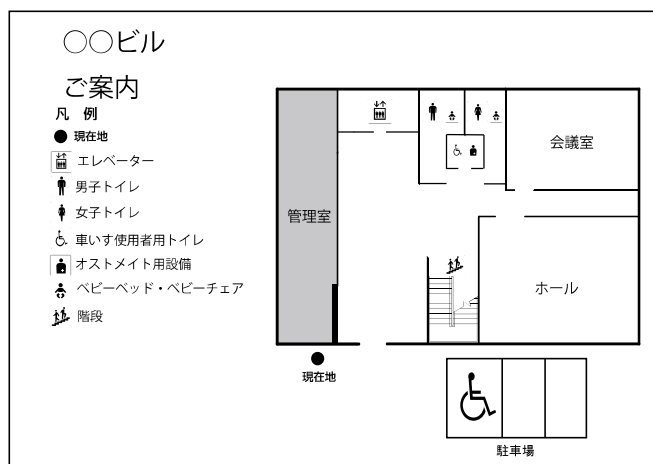


■インターホンを設置し、垂直に取り付けた案内設備の例



- ・設置高さは目線の低い車いす使用者にも配慮する。
- ・表示方法等は JIS T 0922 に準じる。

【図13.2】案内板の表示例



- ・大きめの文字や分かりやすい図とし、色や明度差に配慮し、弱視者、色弱者にも見えやすいようにする。
- ・表示方法等は JIS T 0922 に準じる。

⑭案内設備までの経路

【基本的考え方】

道等から視覚障害者のための案内設備までの経路のうち1以上は、視覚障害者が円滑に移動できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロックや音声等で誘導する。また、視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望ましい。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
—	[1] 道等から13の項[2]の規定による設備又は13の項[3]の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。
—	(1) 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が[2]に定める基準に適合するものである場合
—	[2] 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。
—	(1) 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
—	(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
—	[ア] 車路に近接する部分
—	[イ] 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分は除く。）
—	(ア) 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
—	(イ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
—	(ウ) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等

■整備基準の解説

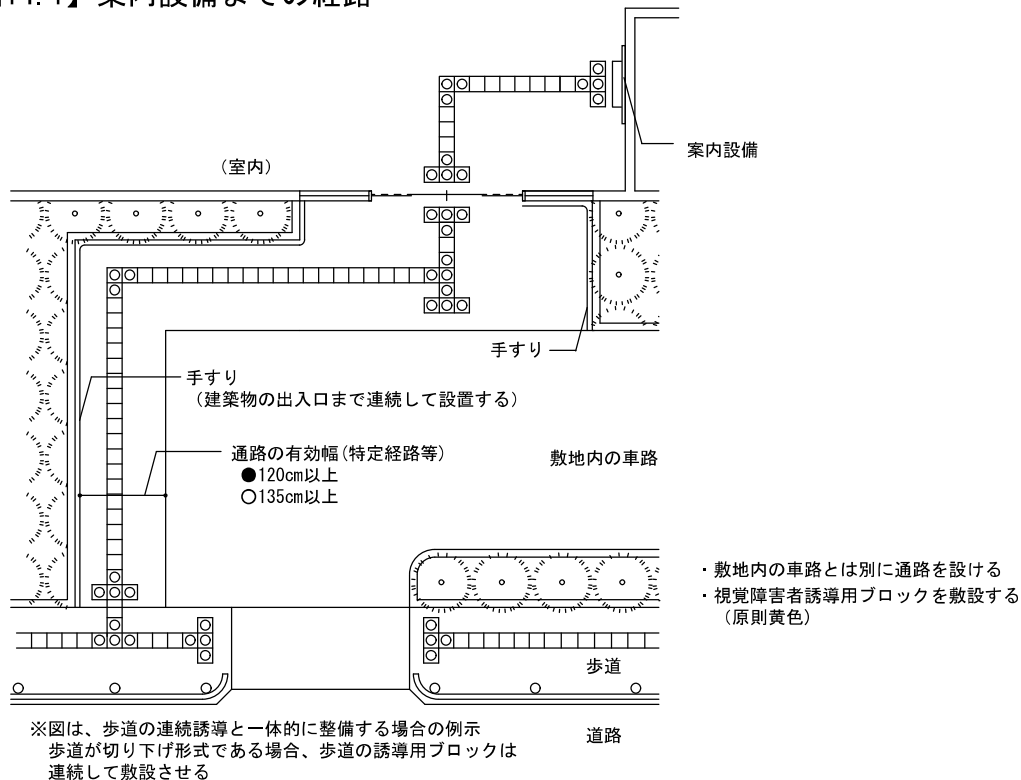
視覚障害者移動等円滑化経路等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から視覚障害者のための案内設備又は案内所までの経路は、そのうち1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路とする。 ○ 建築物内にある案内所（管理人等が常時勤務するもの）から直接地上へ通ずる出入口が容易に視認できるときは、道等から当該出入口までのみを視覚障害者移動等円滑化経路等とすることができる。 ○ 視覚障害者が移動の方向や経路を認識しやすいこと、および一般の歩行動線と著しく異ならないように配慮する。 	→【図14.1】参照
誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者移動等円滑化経路等には、できるだけ分かりやすい経路となるように線状ブロック等を直進で敷設することを原則とする。ただし、敷地の状況等により直進で敷設できない場合は、線状ブロック等・点状ブロック等を適切に組み合わせさせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する。 	→【図14.1】参照
(視覚障害者用誘導ブロック)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風除室内は、風除室の形状や建築物の状況、利用者の特性に応じて、線状ブロック等・点状ブロック等の敷設を考慮する。 ○ 視覚障害者誘導用ブロックは JIS T 9251 による形状のものを使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 注意喚起をする点状ブロック ② 移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック ○ 点状ブロック等は段差部分、危険箇所の前面、誘導方向が変化する部分などに敷設する。 ○ 線状ブロック等は、誘導方向と線状突起の方向を平行にし、連続して敷設する。 ○ 敷設幅は 30cm 以上とする。 ○ 弱視者に配慮し、誘導用ブロックの色は、黄色を原則とするが、白や薄いグレーの床に黄色の誘導用ブロックを敷設した場合は見にくいため、他の色を選択するなど、周辺の色との明度差、輝度比などに配慮する必要がある。 ○ 誘導用ブロックと周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上確保する。 ○ 敷設位置は、壁・扉に近すぎないよう余裕を確保した位置とする。また、視覚障害者が壁や扉、電柱等の路上施設等に衝突しないよう、敷設位置には十分注意する。 	→【図14.2】 【図14.3】 【図14.4】 【図14.5】 P622～625 参照
(音声案内)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の一例として、音声誘導装置（視覚障害者の持つ発信機等にセンサーが反応して音声により、誘導、案内を行う装置）が挙げられる。 ○ 必要に応じ、案内設備の位置等を知らせるための誘導鈴を設ける。 ○ 必要に応じ、音声又は放送による案内を行う。 	
点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車路に近接する部分、段がある部分の上下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対する警告用の点状ブロック等を敷設する。 ○ ただし、勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等については、この限りでない。 	

■望ましい整備

建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	→P148参照
--------------------------	---------

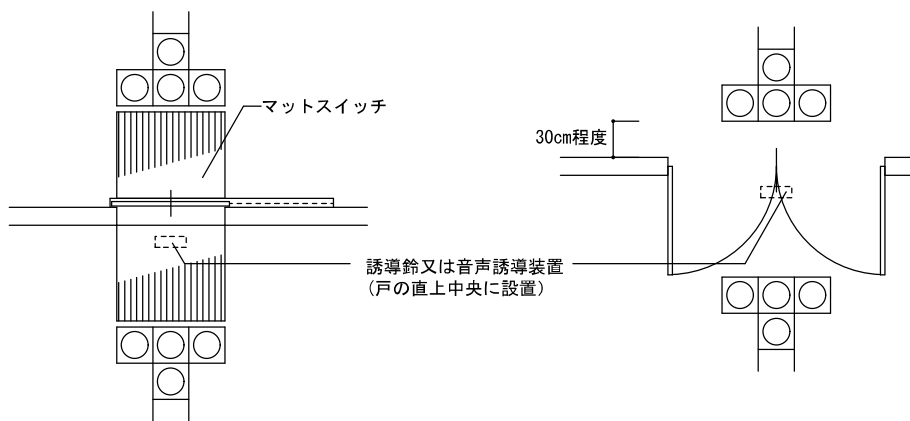
《 参 考 図 》

【図14.1】案内設備までの経路

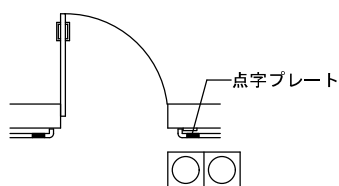


【図14.2】出入口(玄関)付近での設置例

- 自動扉の場合 (マットスイッチを設けた場合)
- 開き扉の場合



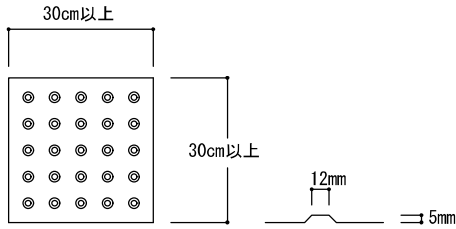
【図14.3】出入口(居室等)付近での設置例



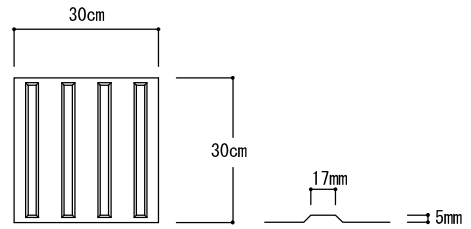
《 参 考 図 》

【図14.4】種類 (JIS T 9251による P622~624参照)

■点状ブロック

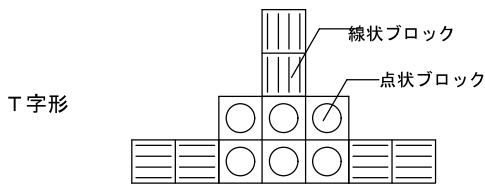


■線状ブロック

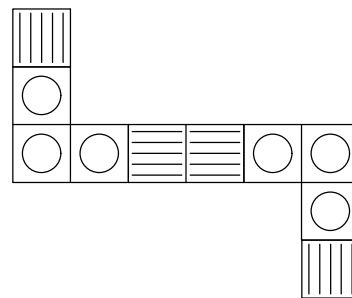
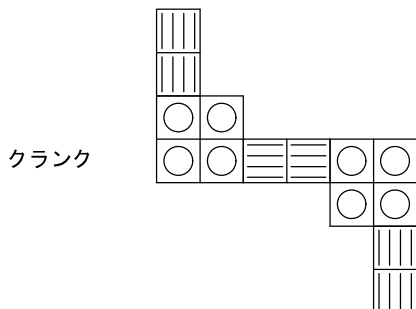
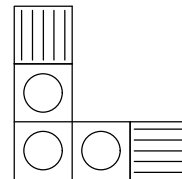
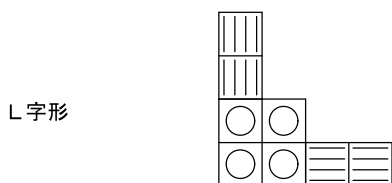
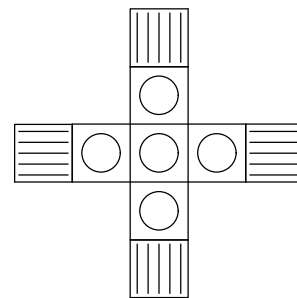
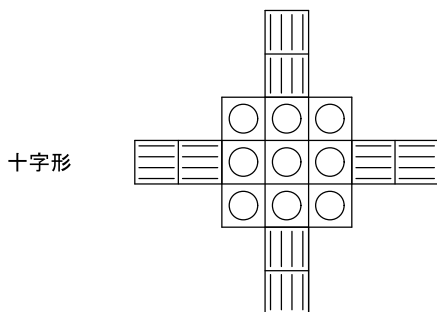
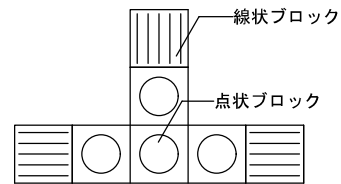


【図14.5】経路分岐点における標準的な敷設方法の例

■30cm角の場合



■40cm角の場合



⑮ 公共的通路

【基本的考え方】

面的なバリアフリー化を進めるため、人の通行機能を補完する歩行者デッキ、交通機関連絡通路、歩道状空地等、不特定かつ多数の者の利用に供される公開空地等のうち公共的通路部分について整備する。公共的通路は、都市計画で定める都市再生特別地区内や建築基準法に基づく総合設計許可等により設けられる公開空地等のうち専ら人の通行の用に供する通路部分とし、高齢者、障害者等を含むすべての人が安全で円滑に通行できるように配慮する。なお、公開空地等のうち公園的要素が強い広場部分については、原則として適用しないが、公園編の整備基準に適合するよう整備することが望ましい。また、計画に際しては周辺の道路等との連続性に配慮する。

なお、公共的通路上にやむを得ず段差が生じる場合は、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機を組み合わせ設置し、高齢者や障害者等を含むすべての人が円滑に利用できるよう、分かりやすい動線計画とする。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準／努力基準）
公共的通路〔都市計画法又は建築基準法の規定に基づき建築物内及び当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分〕の1以上は、次に掲げる構造とすること。
[1] 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。
(1) 通路の幅は、200cm以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。
(2) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。
[A] 手すりを設けること。
[I] その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
[U] 幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
[I] 勾配は、1/20を超えないこと。
[オ] 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること。
[カ] 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
[キ] 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
(4) 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
(5) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。
[A] 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
[I] 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
[U] 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
[I] 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場（250cm以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
[オ] 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
[カ] けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。
[キ] 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。）は、120cm以上とすること。

[2] 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。	
(1) 通路部分の幅は、200cm 以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを 250cm 以上とすること。	
(2) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は 6 の項若しくは 7 の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 [ア] 手すりを設けること。 [イ] その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。こと。 [ウ] 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、又は直進で、長さが 250cm 以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。 [エ] 幅は、段に代わるものにあつては 140cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。 [オ] 勾配は、1/12 を超えないこと。 [カ] 高さが 75cm を超えるものにあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。 [キ] 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 [ク] 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。こと。	
(4) 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	
(5) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。 [ア] 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 [イ] 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする。こと。 [ウ] 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 [エ] 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場（250cm 以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 [オ] 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 [カ] けあげの寸法は 18cm 以下、踏面の寸法は 26cm 以上とすること。 [キ] 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。）は、120cm 以上とすること。	

■ 整備基準の解説

有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 本項による整備対象となる公共的通路は、道路又は隣地の公共的通路から敷地内又は建築物内を経由して道路又は隣地の公共的通路に通ずる経路部分に設ける公共的通路である。 ● 建築物外部及び内部に設ける公共的通路の有効幅 200cm は、車椅子使用者同士がよりすれ違いやすい寸法である。 	→【図15.1】参照
通路面 (段差)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共的通路部分には段差を設けない。ただし、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路、「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」、「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設ける。なお、傾斜路は、屋外にあつては、整備基準 [1](2)[ア] から [キ] に定めるもの、屋内にあつては、整備基準 2[ア] から [ク] に定めるものとする。 	

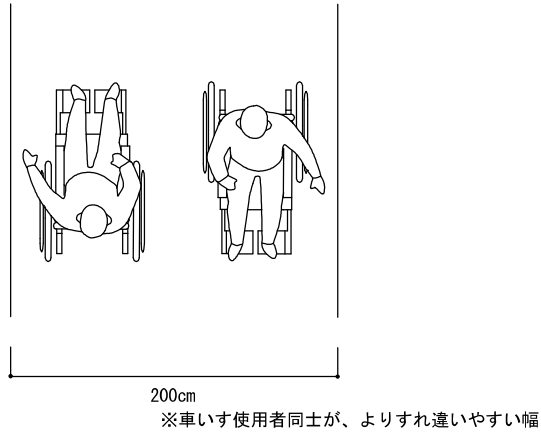
<p>通路面 (表面)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 砂利敷や段差のある石畳などは、高齢者、障害者等には移動しにくいのでできるだけ避ける。 ● 床材は雨等により濡れた状態でも滑りにくい材料を用いる。 ● 通路面には原則として縦断する排水溝等を設けない。やむを得ず設ける場合には、蓋等を設け、車椅子使用者、杖使用者の通行に支障がないものとする。 	
<p>通路面 (誘導)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者誘導用ブロックは、道路その他の公共的通路との接続部分の連続性を考慮して設ける。なお、設置方法は「⑭案内設備までの経路」の整備基準の解説「視覚障害者誘導用ブロック」によるものとする。 ● ただし、敷地外の歩道と一体的に歩道上空地が設けられている場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。 	<p>→【図14.4】 【図14.5】参照</p>
<p>階段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段を設ける場合には、整備基準に規定する構造とする。 ● 階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等が衝突する危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。 	<p>→【図15.2】参照</p>
<p>その他の 注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「公共的通路の1以上」とは、交通機関連絡通路、歩行者デッキ、歩道状空地等を各々複数設ける場合には、原則として当該複数施設毎に1以上をこの基準に適合するように整備することである。なお、当該敷地が枢要な地区にある場合や建築物の配置計画等によっては、高齢者、障害者等の通行動線が同一施設でも複数整備する。ただし、幅200cm未満の歩道状空地の場合や道路に歩道が設けられている場合等では、本基準によらないことができる。 ● 公共的通路部分は公開空地等の整備や維持に担保性があるものに限られ、単に敷地の庭を通路として任意に公開した部分については本基準は適用しない。また、公開空地等でも公共的通路以外の広場部分については、本基準は適用しない。 	
<p>建築限界の 確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して通行できる歩行者空間を確保するため、公共的通路は床から高さ250cm以上の空間を連続して確保する。 	<p>→【図15.3】参照</p>

■ 望ましい整備

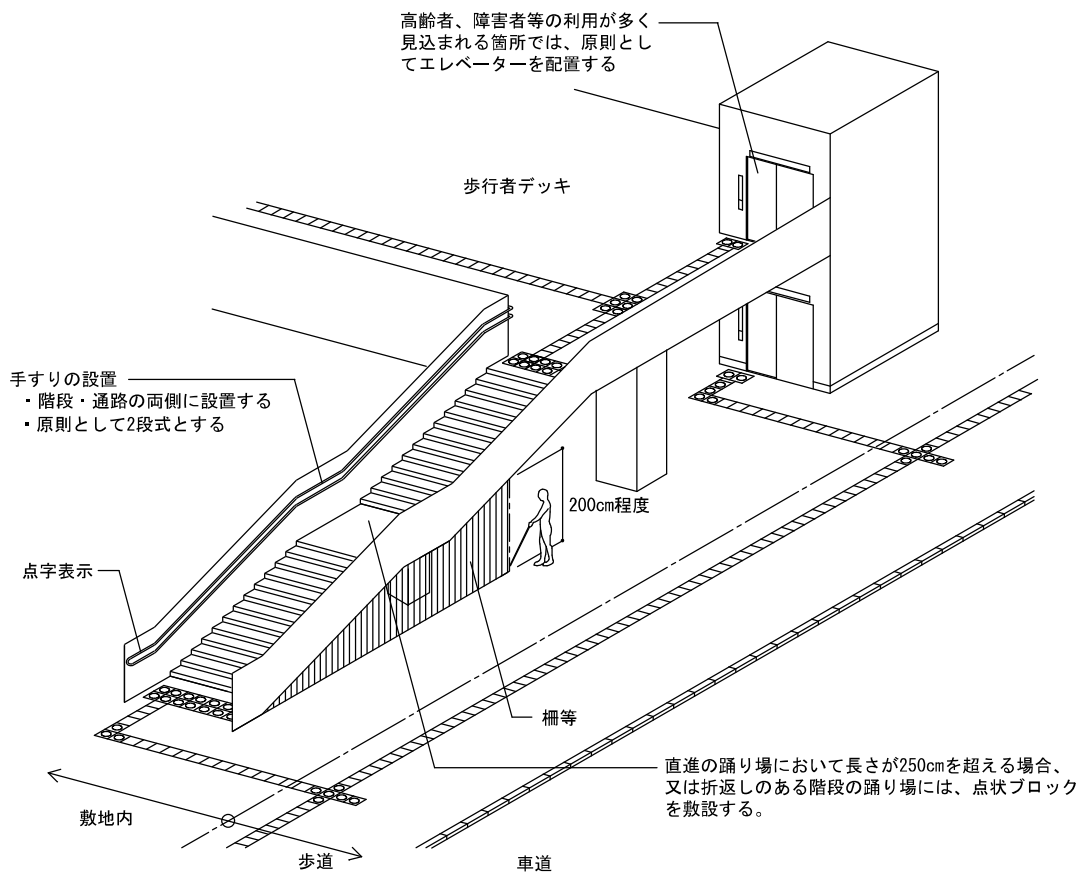
	<p>建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。</p>	<p>→P155参照</p>
--	---------------------------------	----------------

《 参 考 図 》

【図15.1】 公共的通路の幅

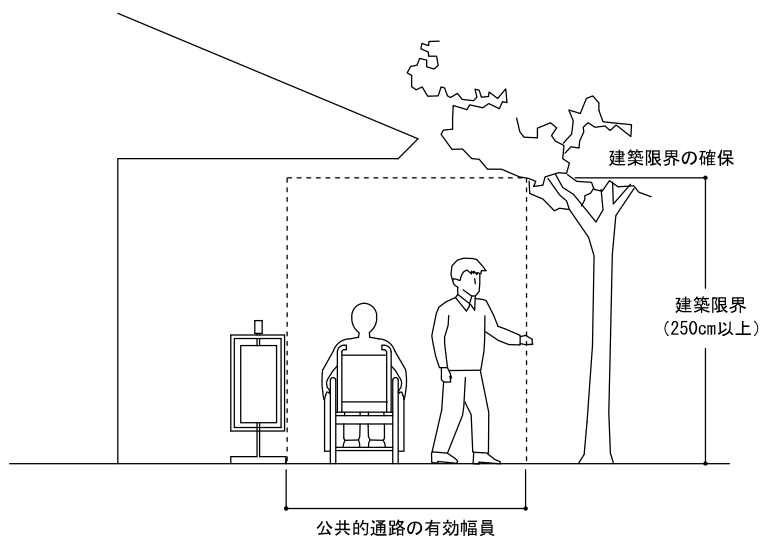


【図15.2】 歩行者デッキの例



《 参 考 図 》

【図15.3】 公共的通路の有効幅と建築限界(高さ空間の確保)



北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱
整備項目・整備基準

令和4年8月発行

北区 福祉部 地域福祉課

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

電話03(3908)9082

刊行物登録番号

4-1-039